

第 2 次 君津市障害者基本計画

第5期君津市障害福祉計画
第1期君津市障害児福祉計画

平成30年2月

君 津 市

はじめに

本市では、平成19年3月に『すべての人の個性が輝くまちへ』を基本理念とした「君津市障害者基本計画」を、また、その実施計画として4期にわたり「障害福祉計画」を策定し、地域に暮らす、すべての人がいきいきと生活できる社会の実現をめざしてまいりました。



この間、国においては、平成25年4月に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の施行、その後の同法の改正により、平成30年4月からは新たな障害福祉サービスが新設されるなど、障害のある人に対して更なる支援の拡充を図ることとしております。

また、児童福祉法の改正により、平成30年4月から、障害のある子どものサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、「障害児福祉計画」の策定が求められております。

このような中で、今後の障害福祉施策の動向や社会環境の変化を見据えつつ、計画策定のためのアンケート調査の結果や第4期君津市障害福祉計画の実施状況を踏まえ、このたび新たに「第2次君津市障害者基本計画（第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画）」として、基本計画と実施計画を一体的に策定しました。

本計画の基本理念である『障害のある人もない人も 地域でその人らしく、ともに暮らし、ともに支え合うまち』の実現に向け、障害者施策の推進と福祉サービスの充実に努めてまいりますので、市民の皆様をはじめ関係機関・団体等の皆様におかれましても、一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました君津市障害者地域自立支援協議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆様、関係機関・団体等の皆様に心からお礼申し上げます。

平成30年2月

君津市長 鈴木洋邦

目 次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨	3
2 計画の性格と位置づけ	3
3 計画の期間	4

第2章 障害のある人等を取り巻く現状

1 障害のある人の状況	7
2 アンケート調査の結果からみた障害のある人の現状等	14

第3章 障害者基本計画（計画の基本的な考え方）

1 計画の基本理念	25
2 計画の基本目標	26
3 計画の基本的視点	27
4 計画の展開（計画体系図）	28

第4章 障害者基本計画（障害者施策の総合的展開）

1 自立した生活支援・相談支援体制の充実	31
（1）相談支援体制の充実	31
（2）情報提供体制の充実	33
（3）地域生活支援の推進	34
（4）住宅・生活環境の整備（居住の場の充実）	36
2 就労の促進・充実、社会参加への支援	37
（1）就労の促進・充実	37
（2）各種活動の充実	39
（3）人にやさしい「福祉のまちづくり」の推進	41
（4）コミュニケーション、移動支援施策の充実	43
3 安全・安心な生活環境の整備	46
（1）権利擁護のための施策の充実	46
（2）防災・防犯対策の充実	48
（3）保健・医療施策の推進	50
（4）生活支援のための施策の充実	52
（5）「福祉の心」づくりと地域での支え合い活動の促進	53

4	障害のある子どもと家庭への支援	55
(1)	療育体制の充実等	55
(2)	障害児保育の充実	57
(3)	障害児教育の充実	59
(4)	卒業後の進路対策の充実	62
5	ライフステージに応じた支援	63
(1)	乳幼児期（就学前）	63
(2)	学齢期（おおむね6～17歳）	63
(3)	成人期（おおむね18～64歳まで）	65
(4)	高齢期（65歳以上）	66

第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画（各サービスの提供見込み等）

1	計画の成果目標（数値目標）	69
2	障害福祉サービス等の体系	72
3	各サービスを提供する市内事業所数	73
4	障害福祉サービスの給付実績と見込み	74
(1)	訪問系サービス	74
(2)	日中活動系サービス	77
(3)	居住系サービス	80
(4)	相談支援	81
(5)	指定通所支援（障害児通所支援）	83
5	地域生活支援事業の実績と見込み	85
(1)	必須事業	85
(2)	任意事業	92

第6章 計画の推進と進行管理

1	推進・進行管理の基本的考え方	99
(1)	計画の進行管理	99
(2)	計画の点検・評価	99
(3)	情報の公開	99

資料編

1	用語の説明	103
2	計画の策定経過	113
3	君津市障害者地域自立支援協議会設置要綱・名簿	114
4	君津市障害者基本計画検討委員会設置要綱	117

第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

本市では、平成9年3月、「みんなで支えあい、誰もが楽しく暮らせる しあわせ福祉都市」を基本理念とする『君津市障害者施策長期計画』を策定し、総合的かつ計画的に障害者施策を進めてきました。

また、社会福祉事業法等の「社会福祉法」への改正（平成12年）と「社会福祉基礎構造改革」の実施や平成13年の世界保健機関（WHO）での「国際生活機能分類（ICF）」の採択、「支援費制度」の開始（平成15年）、さらには「障害者自立支援法」の施行（平成18年4月）などの障害のある人の福祉等を取り巻く環境の大きな変化を踏まえ、平成19年3月に「すべての人の個性が輝くまちへ」を基本理念とする『君津市障害者基本計画』を策定し、様々な取り組みにより計画の推進に努めてきました。

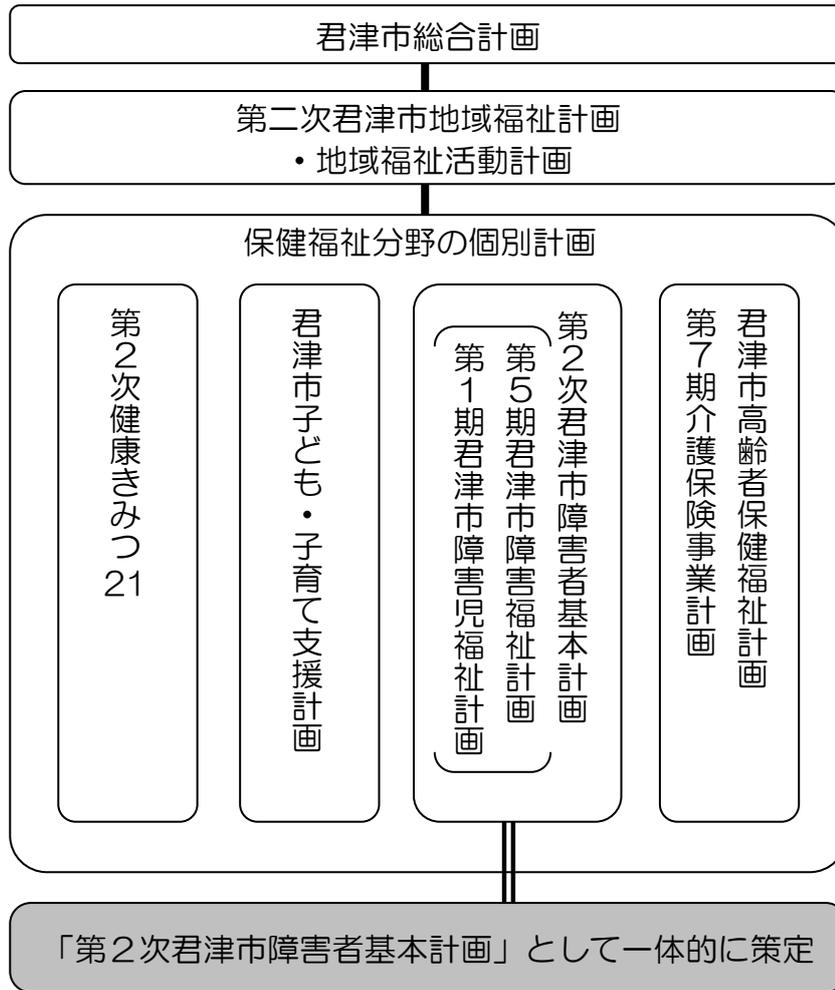
しかし、その後も、平成24年の「障害者虐待防止法（正式名称：障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）」の施行、同25年の「障害者総合支援法（正式名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」の改正施行、「障害者差別解消法（正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」の制定及び同28年からの施行など、障害のある人を取り巻く環境やニーズの大きな変化が続いています。

『第2次君津市障害者基本計画』は、こうした近年における障害者福祉の法・制度変更や障害のある人のニーズへの対応など、すべての人が住み慣れた地域の中でその人らしく自立していきいきと生活していける社会の実現を目指して策定するものです。

2 計画の性格と位置づけ

- ◇ 本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」に当たるとともに、障害者総合支援法第88条に定める「市町村障害福祉計画」と、児童福祉法第33条の20に定める「市町村障害児福祉計画」を併せて策定しています。
- ◇ 国の『第4次障害者基本計画』及び千葉県『第6次千葉県障害者計画』、また、市政運営やまちづくりの基本的かつ総合的な指針となる『君津市総合計画』を踏まえ、各種計画等との整合・連携を図ります。
- ◇ 障害のある人のライフステージに立って、障害のある人への支援だけにとどまらず、市民全体の共通施策として福祉・保健・医療・教育・就労・まちづくり等、障害に係るあらゆる分野にわたる具体的な施策等の基本方向を定めた計画であり、同時に、市民や関係企業・各種団体などが効果的な活動を行うための指針となるものです。

◇ 第2次君津市障害者基本計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成30年度（2018年度）を初年度とする同32年度（2020年度）までの3年間とし、同32年度（2020年度）に計画の見直しを行います。以降も同様に3年間ごとの計画期間とし、障害者施策の見直しや課題等に対する的確に対応していきます。

ただし、今後の制度改革の動向や社会情勢の変化等に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

年度(平成・西暦)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)	35 (2023)
君津市障害者基本計画	(第1次・平成19年度(2007年度)～)【前計画】						第2次【本計画】		第3次【次期計画】			
君津市障害福祉計画	第3期			第4期【前計画】			第5期【本計画】		第6期【次期計画】			
君津市障害児福祉計画							第1期【本計画】		第2期【次期計画】			

第2章

障害のある人等を取り巻く現状

1 障害のある人の状況

(1) 障害のある人の数

平成29年3月31日現在、本市の障害のある人（*手帳所持者）の人数は4,009人であり、内訳は、身体障害者手帳所持者が2,904人、療育手帳所持者（知的障害）が689人、精神障害者保健福祉手帳所持者が416人となっています。

近年、身体障害のある人は微減傾向、知的障害のある人は増加傾向で、精神障害のある人は一貫して増加が続いており、障害のある人全体の数は4,000人前後で推移しています。

市の総人口が年々減少するなかで、人口に占める障害のある人の割合は、近年、増加傾向となっています。

人口と障害のある人（各手帳所持者）の数の推移

単位：人

区分 \ 年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
人 口	89,079	88,316	87,813	86,999	86,118
身体障害のある人	3,254	2,943	2,955	2,948	2,904
知的障害のある人	645	624	641	663	689
精神障害のある人	295	333	373	401	416
障害のある人の総数	4,194	3,900	3,969	4,012	4,009
対総人口比率（%）	4.71	4.42	4.52	4.61	4.66

注：各年3月31日現在

資料：住民基本台帳、君津市障害福祉課資料

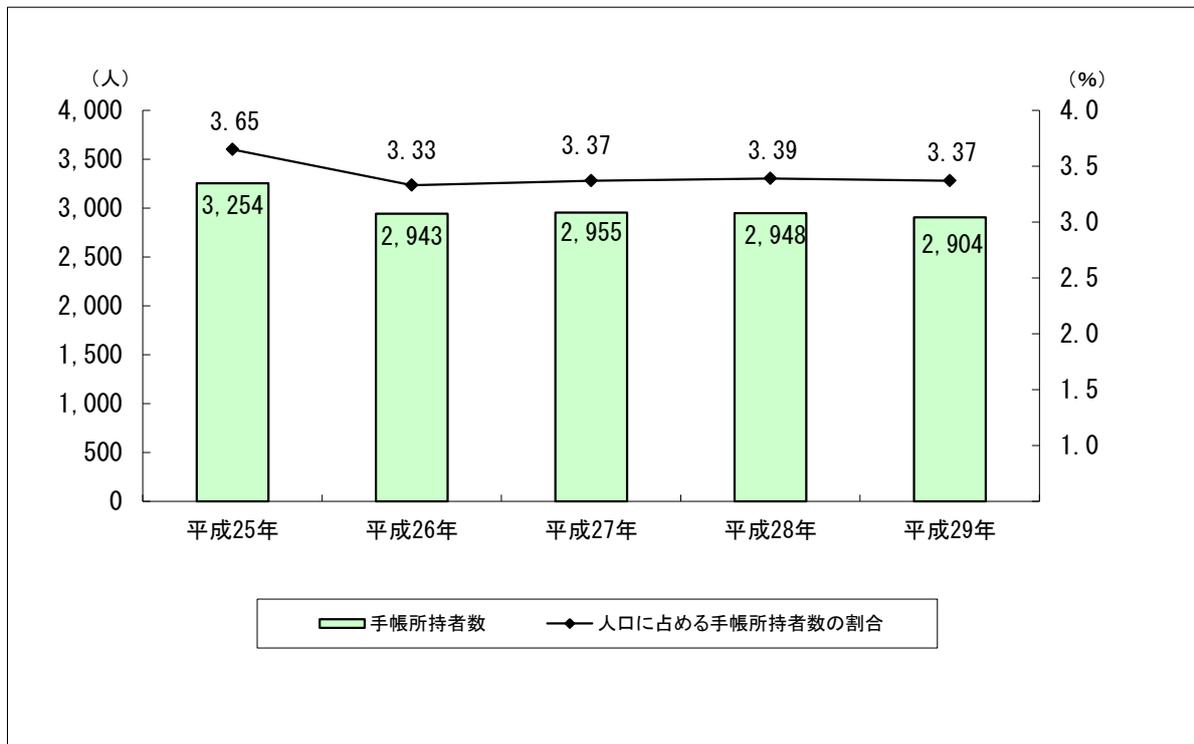
(2) 身体障害のある人の状況

身体障害者手帳所持者数は、平成29年3月末現在、2,904人で、平成25年から350人減少しています。人口に対する割合は3.37%で、ここ数年は横ばいの状態が続いています。手帳所持者数については、近年は微減傾向を示しています。

身体障害者手帳所持者の推移

(各年3月31日現在)

年	人口(人)	所持者数(人)	割合(%)
平成25年	89,079	3,254	3.65
平成26年	88,316	2,943	3.33
平成27年	87,813	2,955	3.37
平成28年	86,999	2,948	3.39
平成29年	86,118	2,904	3.37

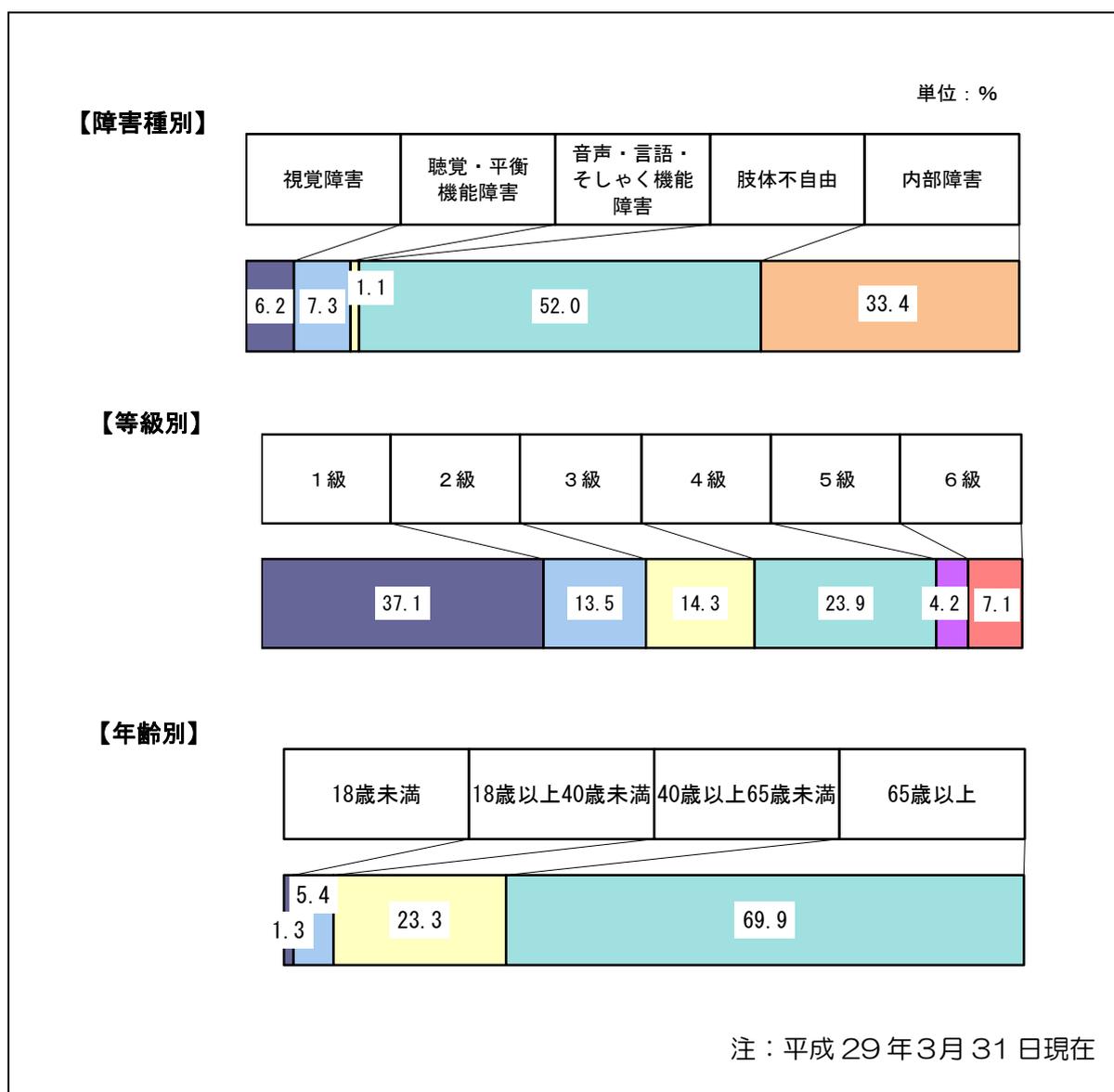


障害種別では、平成 29 年 3 月末現在、「肢体不自由」が過半数を占めて最も多く、実数は 1,509 人となっています。次いで「内部障害」が多くなっています。

また、等級別では、「1 級」が全体の 37.1% を占めて最も多く、次いで「4 級」が 23.9% で多くなっています。「1 級」と「2 級」を合わせると 50.6% と、過半数に達します。

年齢別でみると、ほぼ 7 割が 65 歳以上で、圧倒的に多くなっています。

身体障害者手帳所持者の状況



資料：君津市障害福祉課

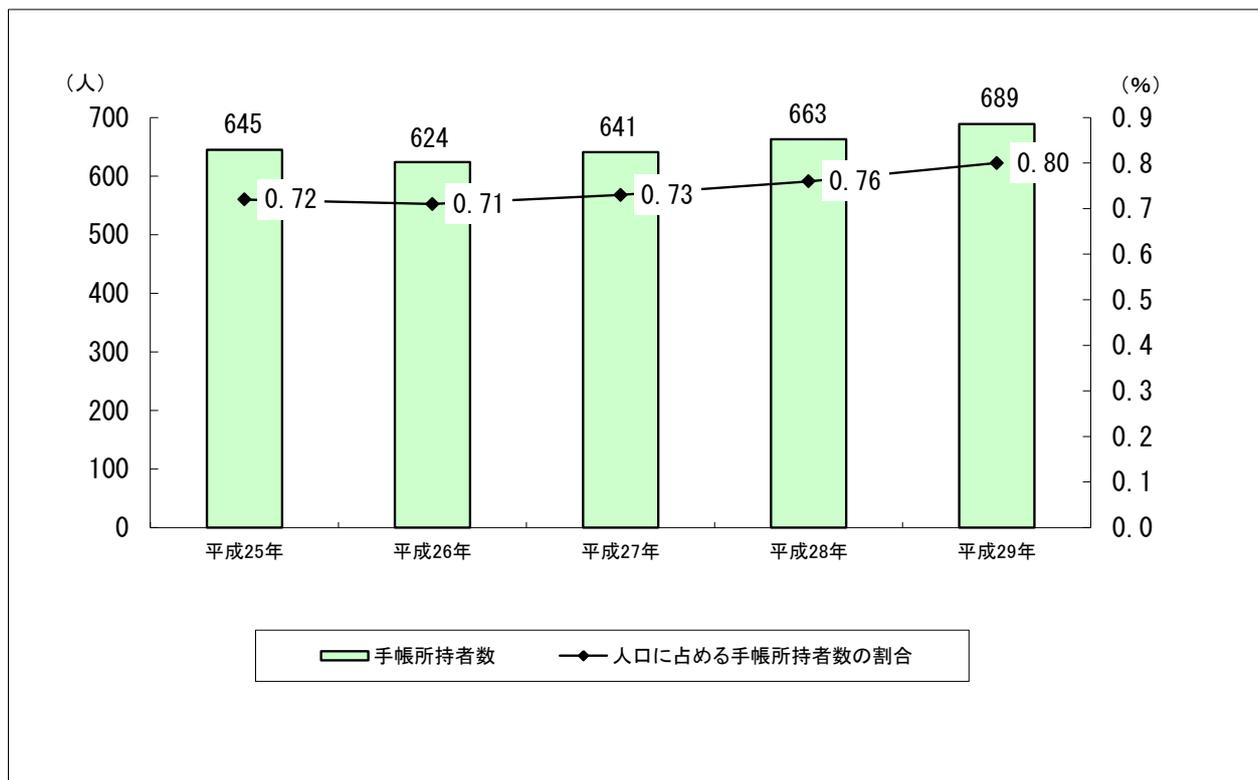
(3) 知的障害のある人の状況

療育手帳所持者数は、平成29年3月末現在、689人で、平成25年から44人増加しています。人口に対する割合は0.8%で、平成26年を底に年々増加傾向を示しています。手帳所持者数についても、近年は増加傾向を示しています。

療育手帳所持者の推移

(各年3月31日現在)

年	人口(人)	所持者数(人)	割合(%)
平成25年	89,079	645	0.72
平成26年	88,316	624	0.71
平成27年	87,813	641	0.73
平成28年	86,999	663	0.76
平成29年	86,118	689	0.80



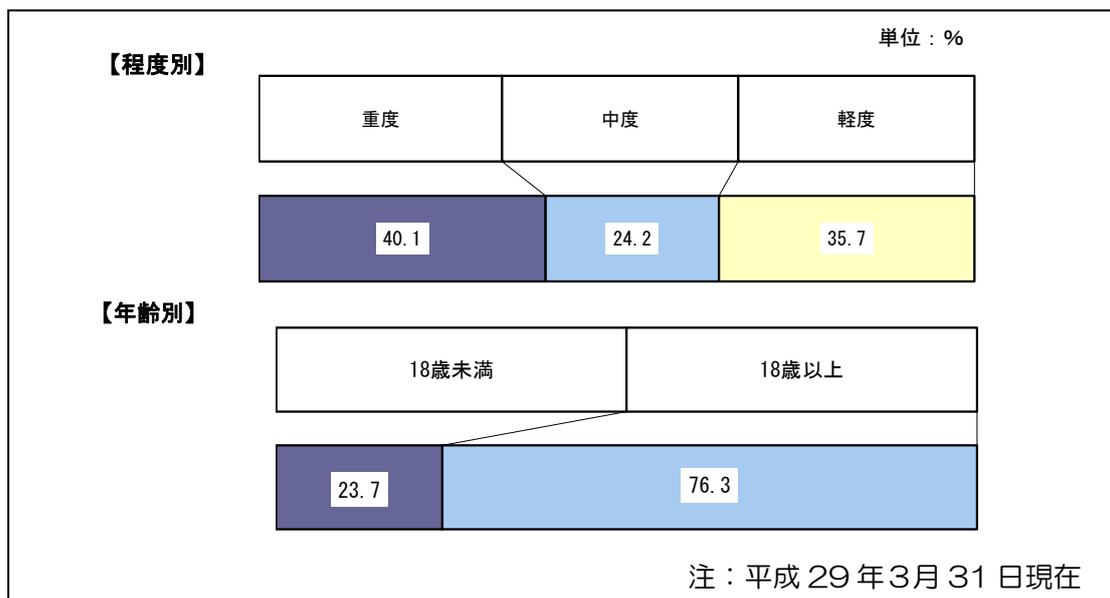
療育手帳の程度区分別では、「重度」が最も多く、平成29年では276人で全体の40.1%を占め、次いで「軽度（Bの2）」が246人、「中度（Bの1）」が167人となっています。

また、年齢別でみると、689人中526人（76.3%）が18歳以上で、圧倒的に多くなっていますが、軽度の人では18歳未満も比較的多くみられます。

療育手帳所持者の状況

（各年3月31日現在）

区 分		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
重度（ $\text{\textcircled{A}}$ 、A）	18歳未満	63	77	45	42	35
	18歳以上	217	203	233	241	241
	計	280	280	278	283	276
中度（Bの1）	18歳未満	54	53	44	46	45
	18歳以上	102	92	106	115	122
	計	156	145	150	161	167
軽度（Bの2）	18歳未満	86	109	81	70	83
	18歳以上	123	90	132	149	163
	計	209	199	213	219	246
合 計	18歳未満	203	239	170	158	163
	18歳以上	442	385	471	505	526
	計	645	624	641	663	689



資料：君津市障害福祉課

(4) 精神障害のある人の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成29年3月末現在、416人で、平成25年から年々増加がみられ、121人増加しています。

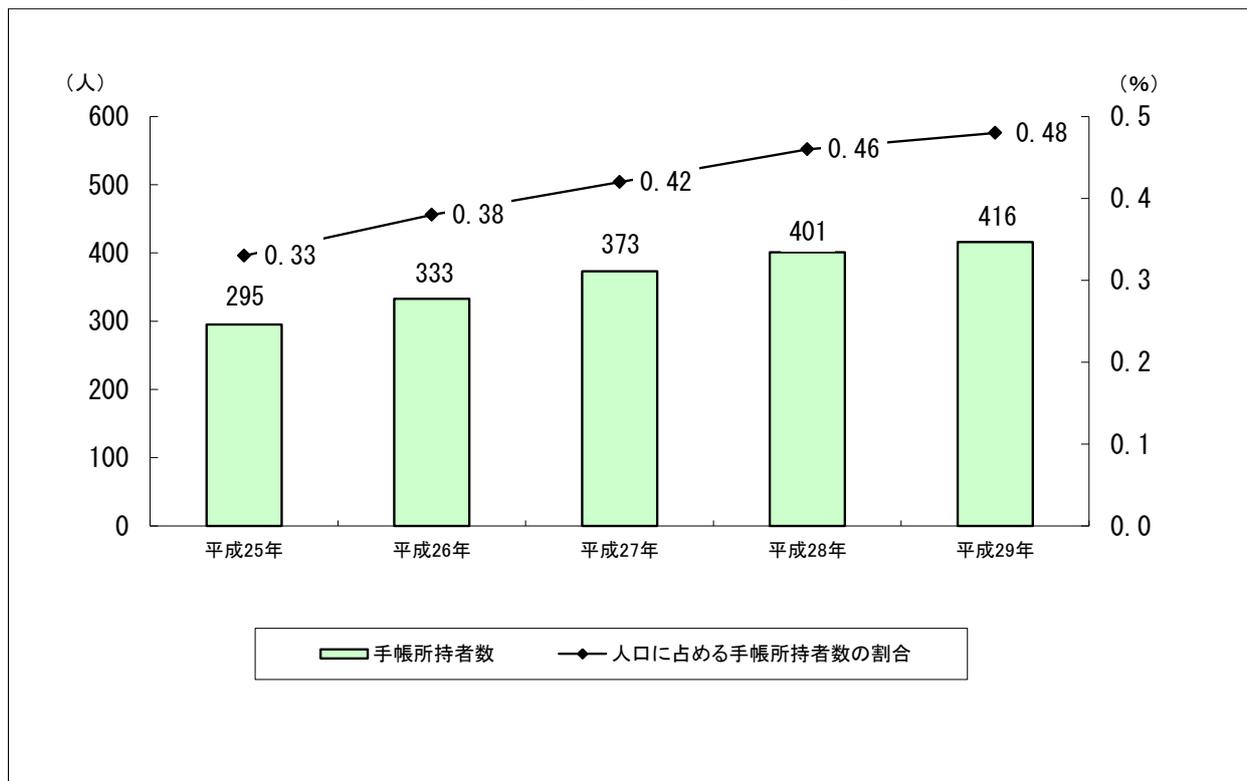
また、自立支援医療（精神通院）受給者数は1,203人で、手帳所持者数と同様に年々増加しています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

(各年3月31日現在)

年	人口（人）	所持者数（人）	割合（％）	自立支援医療受給者数（人）	割合（％）
平成25年	89,079	295	0.33	1,023	1.15
平成26年	88,316	333	0.38	1,089	1.23
平成27年	87,813	373	0.42	1,142	1.30
平成28年	86,999	401	0.46	1,194	1.37
平成29年	86,118	416	0.48	1,203	1.40

精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



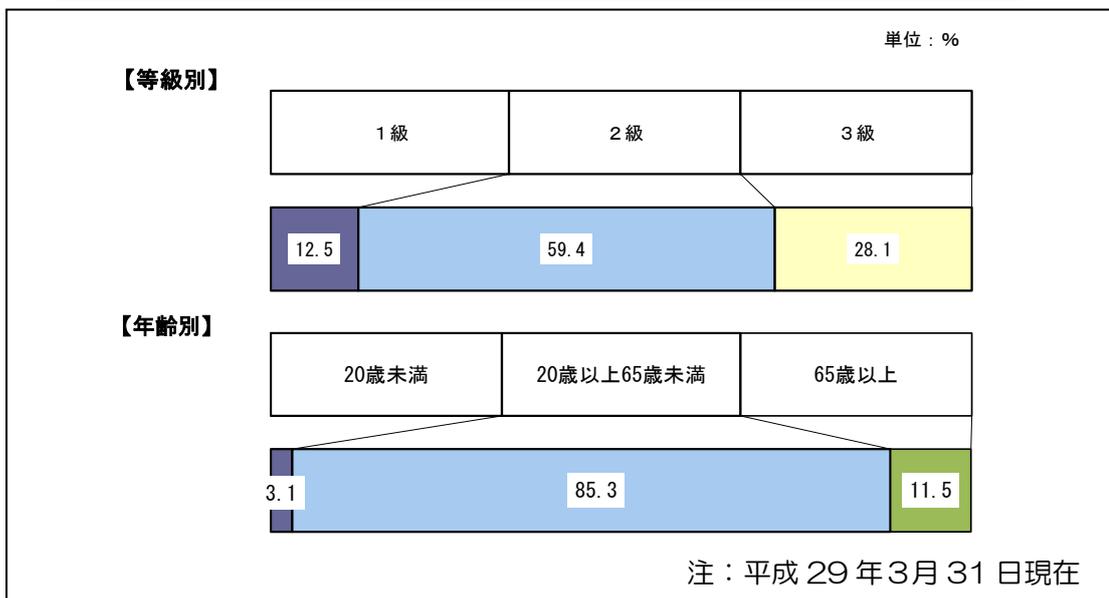
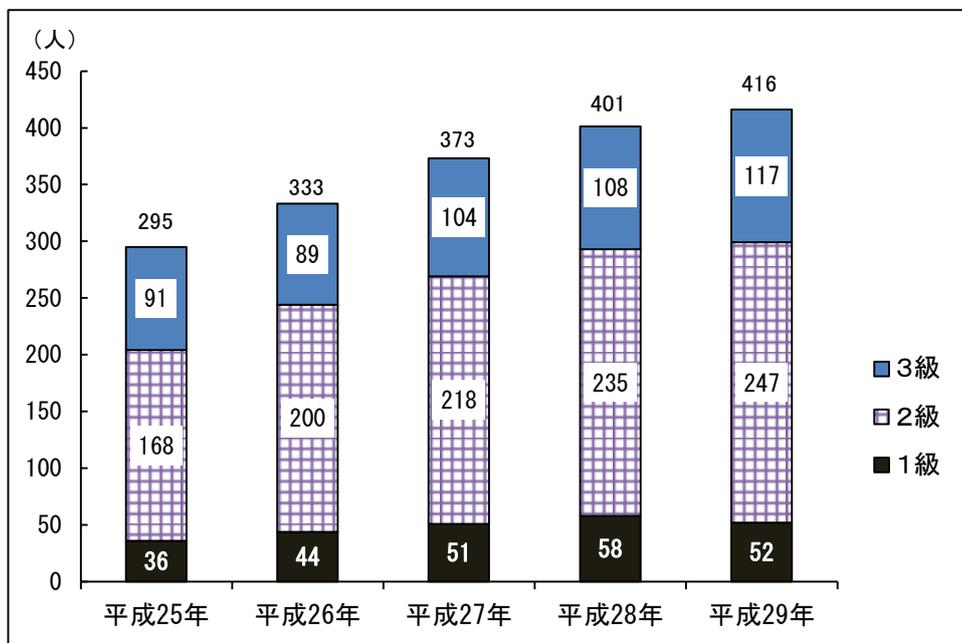
手帳の等級別でみると、平成29年では「2級」が247人で最も多く、全体の59.4%を占めています。

また、近年の傾向をみると、どの等級も増加傾向にあり、特に「2級」は大きく増加しています。

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級区分等状況

(各年3月31日現在)

区分	1級	2級	3級
平成25年	36	168	91
平成26年	44	200	89
平成27年	51	218	104
平成28年	58	235	108
平成29年	52	247	117



資料：君津市障害福祉課

2 アンケート調査の結果からみた障害のある人の現状等

平成 28 年度に実施した「第2次君津市障害者基本計画・第5期君津市障害福祉計画・第1期君津市障害児福祉計画策定のためのアンケート調査」（以下「アンケート調査」という。）の結果から、障害のある人の日々の生活に関する現状と課題等を整理します。

アンケート調査の概要

【調査の目的と趣旨】

第2次君津市障害者基本計画・第5期君津市障害福祉計画・第1期君津市障害児福祉計画の策定にあたり、障害者の日常生活等についての状況、考え方や今後の意向などのほか、障害のない市民の意識などを把握することを目的としてアンケート調査を実施しました。

【調査の対象】

○障害のある市民調査…障害者手帳を所持している市民から「1,500人」を無作為抽出

○障害のない市民調査…各種障害者手帳を取得していない市民から「350人」を無作為抽出

【調査票の配付・回収方法】

配付・回収とも郵送により実施

【調査期間】

項目	実施年月
調査票の設計	平成29年 1月～2月
調査票の印刷・発送準備	2月～3月
調査票の配付・回収・集計	3月

【回収結果】

○障害のある市民調査

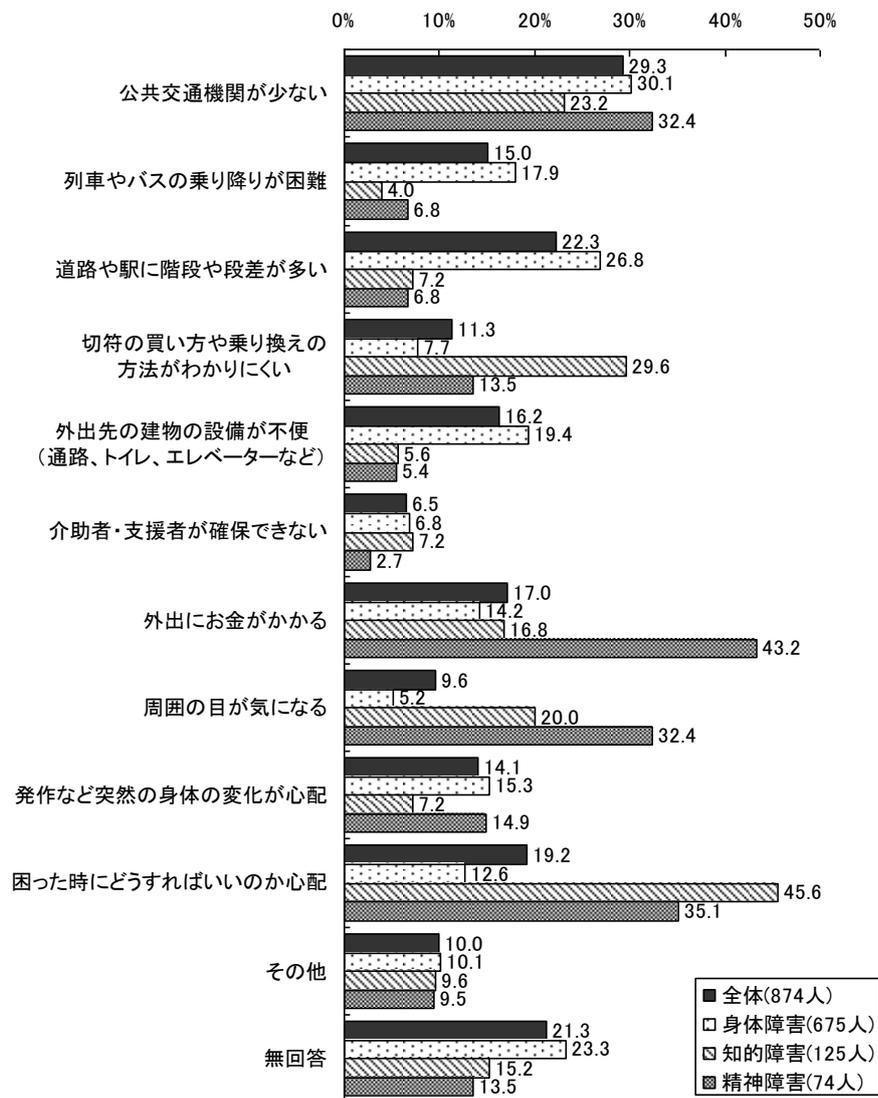
	発送数	回収数	回収率
身体障害	1,100	760	69.1%
知的障害	250	132	52.8%
精神障害	150	83	55.3%
合計	1,500	975	65.0%

○障害のない市民調査

	発送数	回収数	回収率
合計	350	199	56.9%

(1) 外出する際に困ること

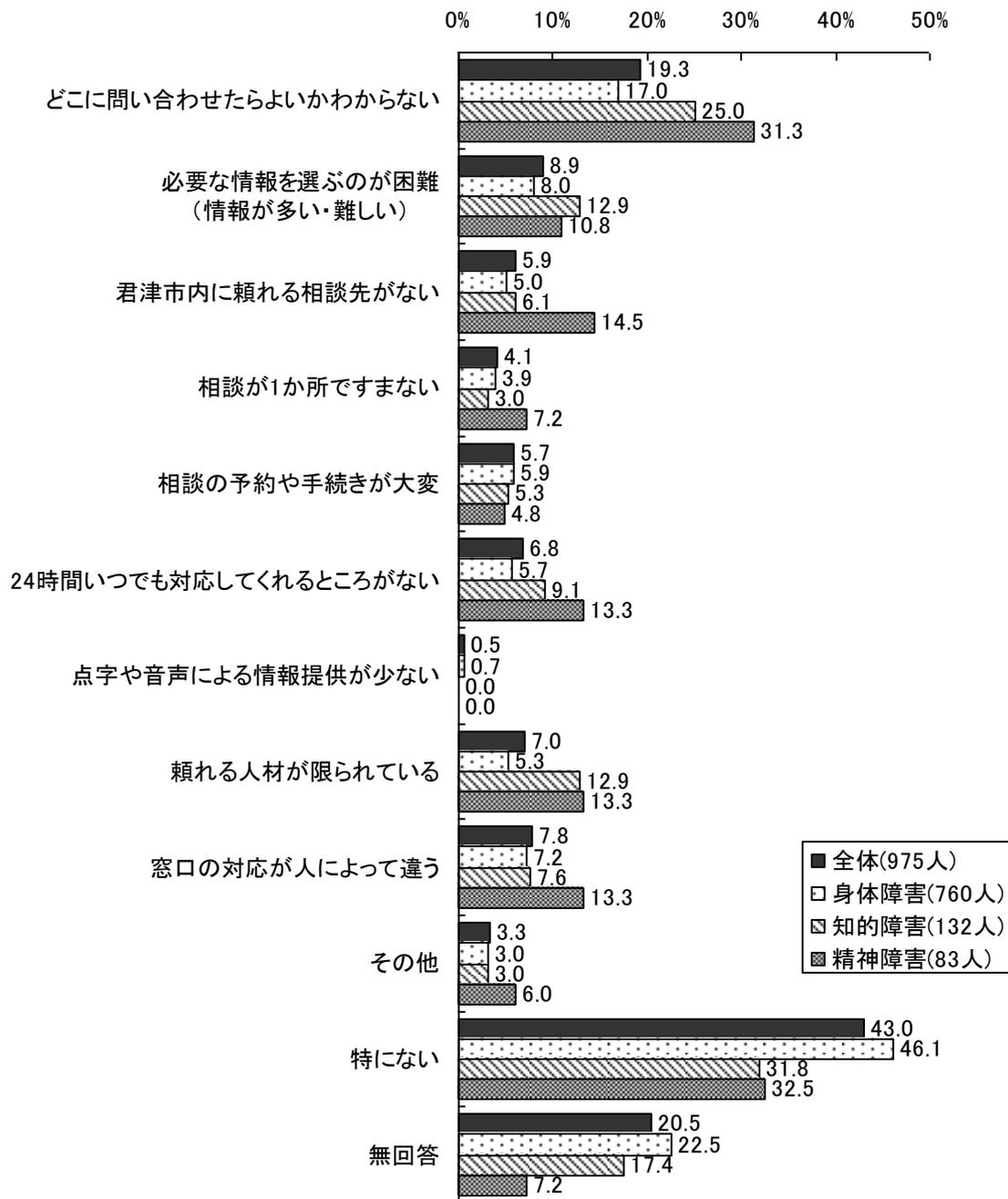
外出時に困ることとしては、全体では「公共交通機関が少ない」という回答が最も多く、次いで「道路や駅に階段や段差が多い」が多く、「無回答」を挟んで「困った時にどうすればいいのか心配」が続いています。障害種別では、身体障害のある人では「公共交通機関が少ない」が、知的障害のある人では「困った時にどうすればいいのか心配」が、精神障害のある人では「外出にお金がかかる」が、それぞれ最も多くなっています。



(2) 相談先についての困りごと

全体では「どこに問い合わせたらよいかわからない」が最も多く、「必要な情報を選ぶのが困難（情報が多し・難しい）」、「窓口の対応が人によって違う」等が続いています。

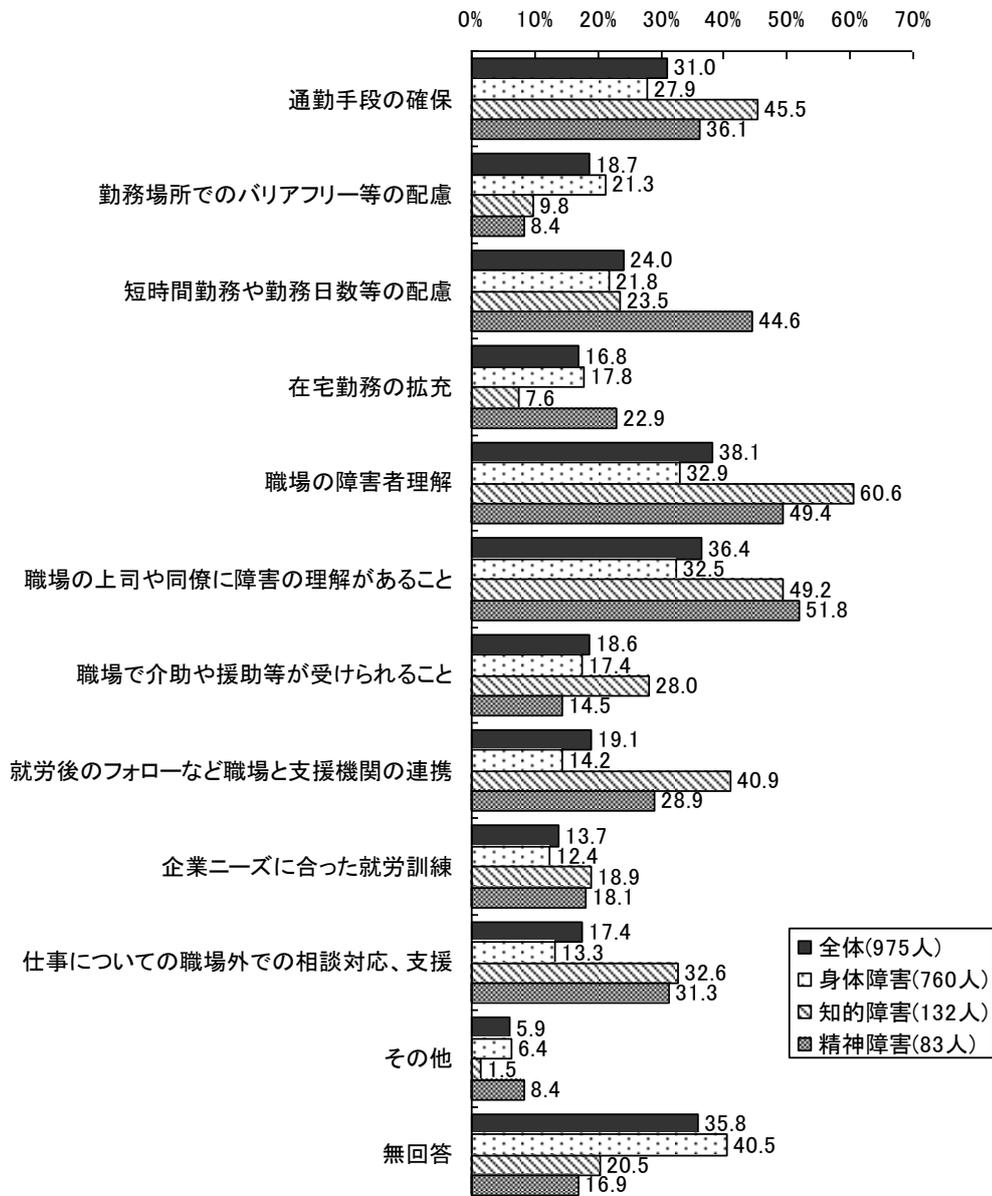
障害種別でみると、精神障害のある人と知的障害のある人で特に「どこに問い合わせたらよいかわからない」が多くなっています。



(3) 必要と思う就労支援等

【障害のある市民】

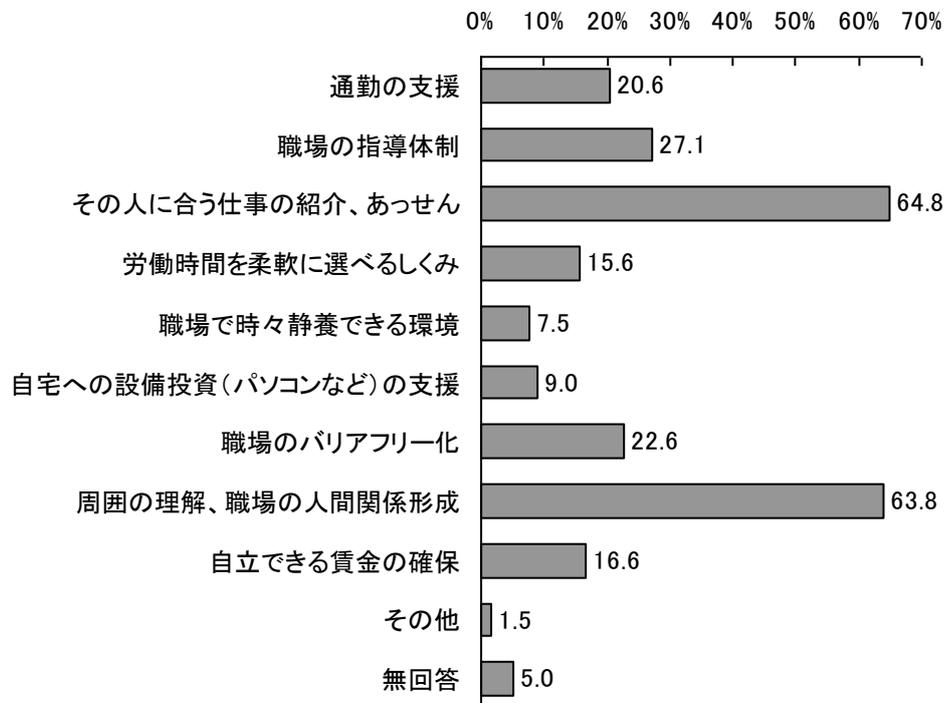
必要と考える就労支援施策について、全体では「職場の障害者理解」という回答が最も多く、次いで「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が多く、「通勤手段の確保」等が続いています。障害種別でみると、全般的に知的障害のある人と精神障害のある人で回答率が高く、中でも、知的障害のある人では「職場の障害者理解」、精神障害のある人では「職場の上司や同僚に障害の理解があること」等の回答率が、他の障害等と比較して特に高くなっています。



【障害のない市民】

「障害のない市民調査」では、「その人に合う仕事の紹介、あっせん」と「周囲の理解、職場の人間関係形成」という回答が特に多くなっています。

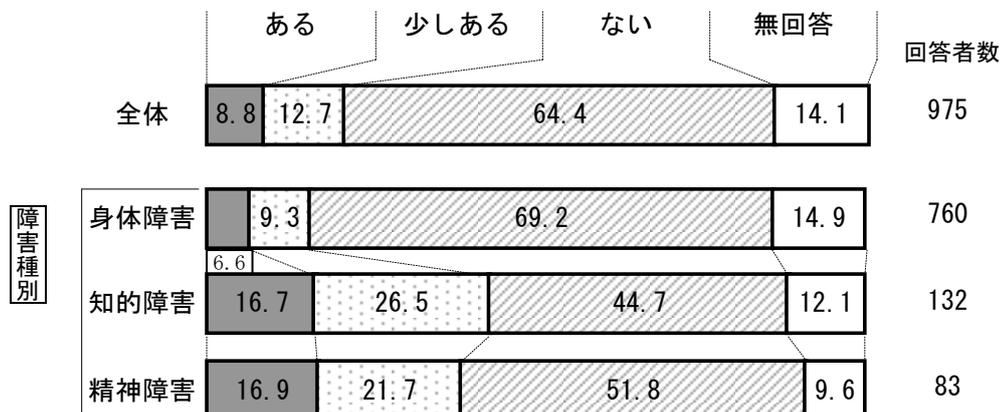
回答者数：199



(4) 差別などを受けた経験と障害のある人への差別・偏見

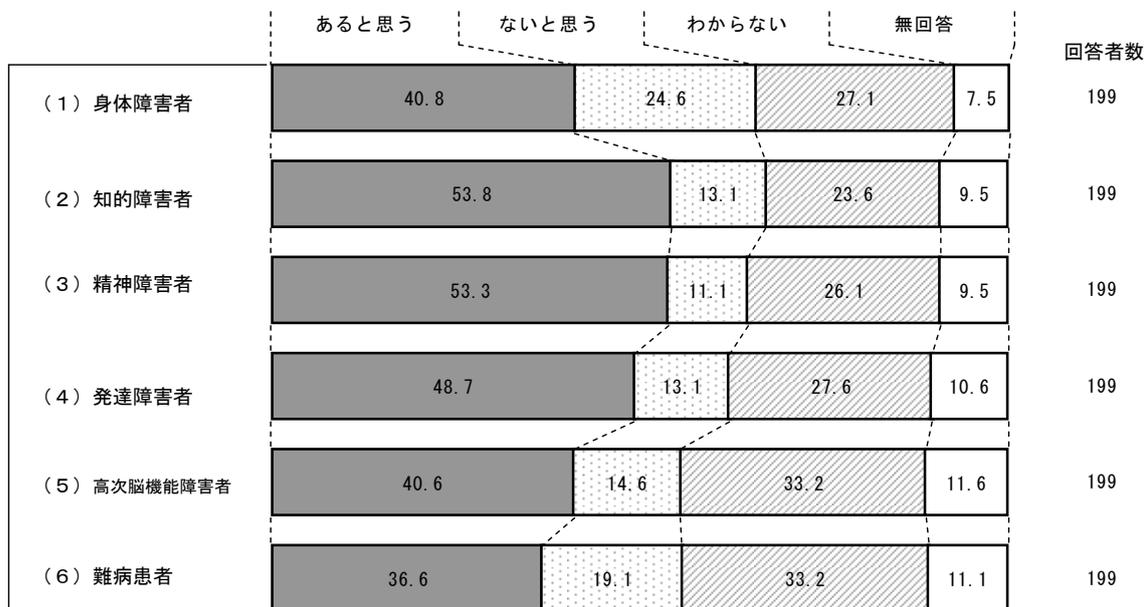
【障害のある市民】

差別などを受けた経験については、全体では「ない」という回答が 64.4%と最も多く、「少しある」が 12.7%、「ある」は 8.8%となっています。「ある」と「少しある」を合わせた“何らかの経験がある”は 21.5%です。障害種別でみると、“何らかの経験がある”が、知的障害のある人で 43.2%、精神障害ある人で 38.6%と、多くなっています。



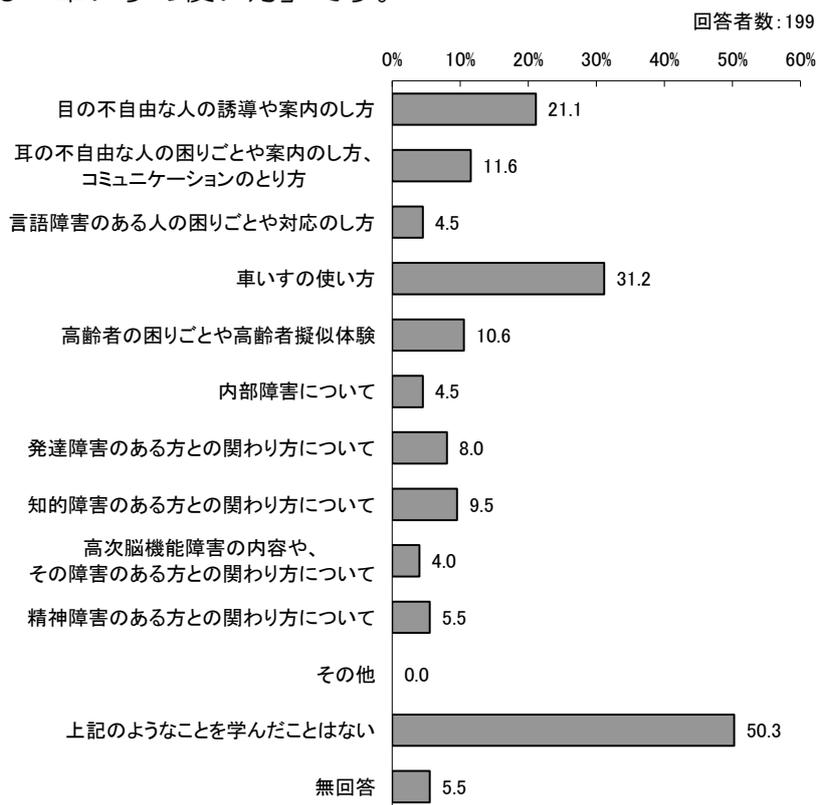
【障害のない市民】

「障害のない市民調査」の結果では、障害のある人への差別・偏見に関して、どの障害・難病についても「あると思う」という回答が最も多くなっていますが、中でも知的障害のある人では53.8%、精神障害のある人では53.3%と過半数を占め、特に多くなっています。



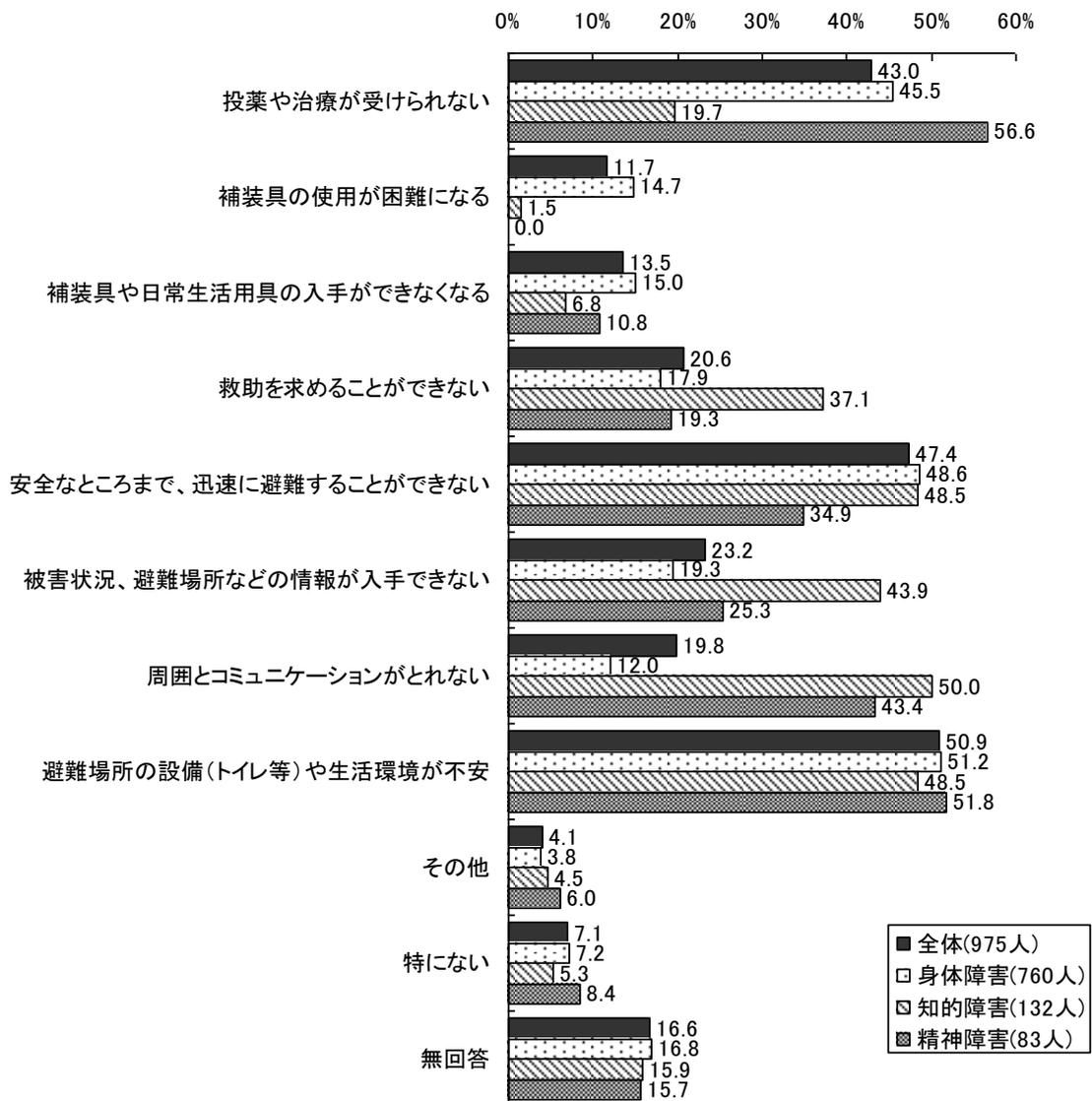
(5) 障害、障害者についての学習経験等

「障害のない市民調査」の、障害や障害のある人等について学んだ経験の有無に関する質問の結果は、「学んだことはない」という回答が過半数を占め、課題がうかがえます。次いで多かったのは「車いすの使い方」です。



(6) 災害時に困ること

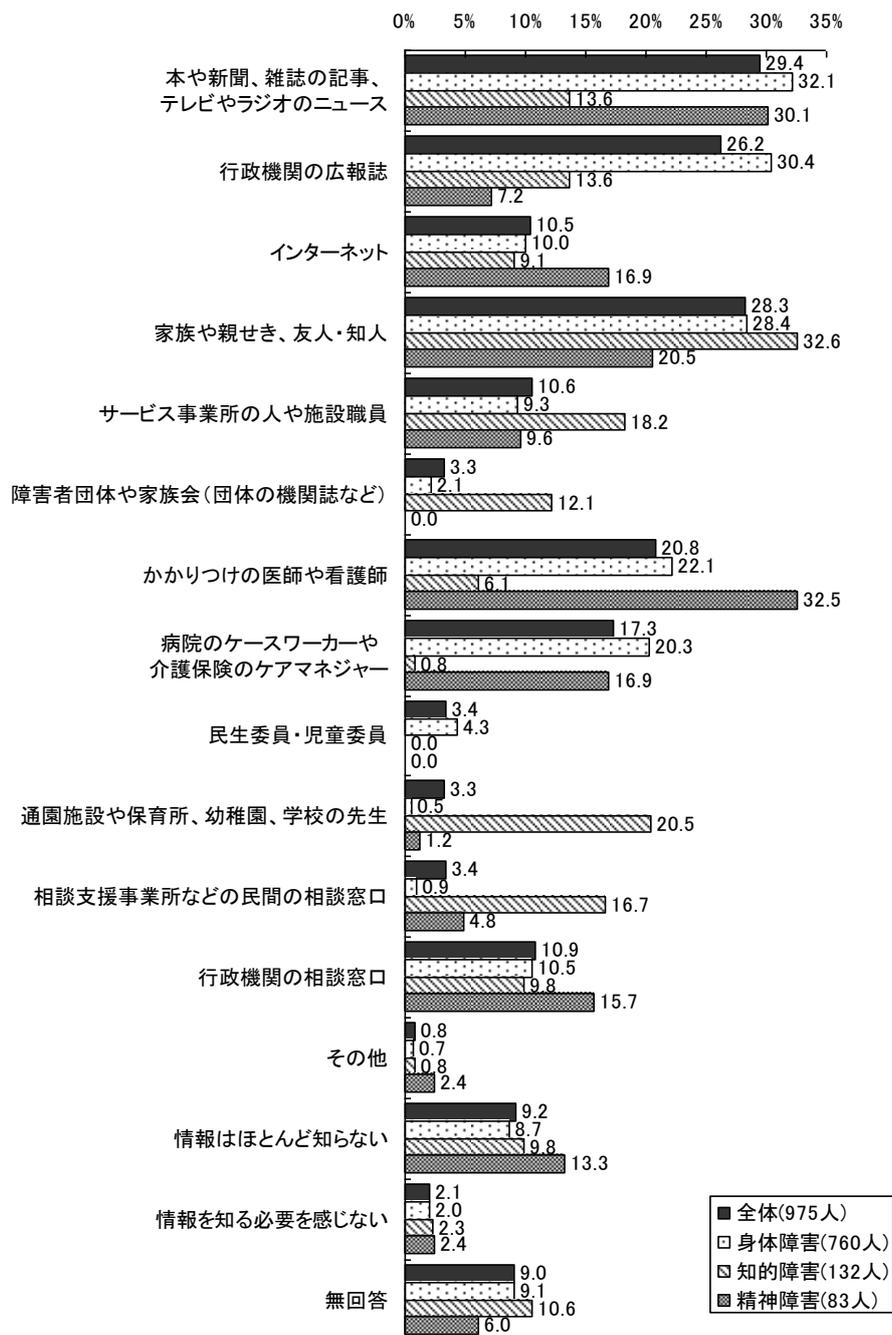
全体では、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」との回答が過半数に達して最も多く、次いで「安全なところまで、迅速に避難することができない」が多く、「投薬や治療が受けられない」が続いています。障害種別でみると、身体障害のある人では「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が、知的障害のある人では「周囲とコミュニケーションがとれない」が、精神障害のある人では「投薬や治療が受けられない」が、それぞれ最も多くなっています。



(7) 福祉情報の主な入手元

全体では「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が最も多く、次いで「家族や親せき、友人・知人」が多く、「行政機関の広報誌」が続いています。障害種別で見ると、身体障害のある人では「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」、知的障害のある人では「家族や親せき、友人・知人」、精神障害のある人では「かかりつけの医師や看護師」が、それぞれ最も多くなっています。

また、全体で9.2%の人が「情報はほとんど知らない」と回答しており、課題がうかがえます。



第3章

障害者基本計画 (計画の基本的な考え方)

1 計画の基本理念

平成 18 年度に策定した『君津市障害者基本計画』では、障害のある人の自立と社会生活を促進し、障害のある人が地域の中で共に生活できる社会の実現を目標とし、「すべての人の個性が輝くまちへ」を基本理念としました。

また、平成 25 年度から同 34 年度までの 10 年間の計画期間で策定している『君津市総合計画』では「人が集い 活力あふれる 健康都市 きみつ ～夢と誇りの持てるまち～」を将来都市像として定め、福祉・保健・医療分野では「ともに支え合い健やかに暮らせるまち」を基本目標として各種福祉施策に取り組んでいます。

一方、国では地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が、目指すべき社会の一つとして示されています。

本計画では、これらのことを踏まえ、

*障害のある人もない人も 地域でその人らしく、
ともに暮らし、ともに支え合うまち*

を基本理念とします。



2 計画の基本目標

「基本理念」の内容を実現するための本計画の基本目標を、次の4つとします。

《基本目標1》自立した生活支援・相談支援体制の充実

障害のある人が住み慣れた地域の中でその人らしく自立して生活していけるよう、支援を進めます。障害のある人とその家族に関する相談体制の充実を図るため、身近な場所で相談ができ、サービス利用につなげられるよう、相談支援体制の確立・充実とケアマネジメント体制の充実を図るとともに、サービスなどに関する情報提供の体制の充実を図ります。また、地域生活を可能にするよう、障害の特性に配慮した住環境や障害福祉サービス等の提供基盤の整備・充実を促進します。

《基本目標2》就労の促進・充実、社会参加への支援

障害のある人の社会参加としての「就労」を促進するため、関係機関と連携を図りながら、「一般就労」はもちろん「福祉的就労」も含めて障害のある人一人ひとりの働く意欲を尊重し、就労の支援と就労機会の充実を図ります。また、障害のある人の文化、スポーツ・レクリエーション活動や障害者関連団体等への支援や生涯学習の機会の充実に努めます。

社会参加が可能となる前提条件としての誰もが利用しやすく参加しやすい環境づくり、「人にやさしいまちづくり」や、聴覚、視覚などに障害のある人のためのコミュニケーション手段、移動手段の確保に努めます。

《基本目標3》安全・安心な生活環境の整備

判断能力等が十分でないため生活のさまざまな場面で権利を侵害されやすい障害のある人が安心して日常生活を送れるようその権利の擁護に努めるとともに、防犯・防災体制の充実を図ります。また、保健・医療機関をはじめ関係機関が連携しながら、障害のある人のライフステージに応じた保健・医療の提供に努めます。さらに、障害のある人が安心して生活していくことができるよう、経済的な負担の軽減を図ります。

また、障害等についての正しい知識を広め、障害のある人等への理解を一層深めていくため、さまざまな機会を捉えた広報・啓発活動や福祉意識の充実に努め、「福祉の心」づくりや「支え合いの社会」、「地域共生社会」づくりを進めていきます。

《基本目標4》障害のある子どもと家庭への支援

障害の早期発見から自立のためのリハビリテーションに至る一貫した体制の確立・強化に努めます。また、障害のある子どもたちが地域の中で自分らしく成長していくことができるよう、障害の特性や状況に応じた保育・教育体制の整備・強化に努めます。

障害のある児童生徒やその家族、さらには学校に対する相談・支援体制の充実を図り、個々の教育的ニーズ等に応じた教育環境づくりに努めます。

学校・家庭における心豊かな生活を実現するため、福祉・教育等の関係機関が連携し、適切な支援に努めていきます。

3 計画の基本的視点

「基本理念」や「基本目標」を実現するため、以下の3つを計画の基本的視点として本計画を推進していきます。

1 一人ひとりが自分らしく自立して生きていける社会づくり

障害のある人が社会の中で自分らしい生活を、自らの意思により選択・決定し、自分の役割を見付け、誇りを持ってその役割を果たすことのできる社会が求められていることから、障害のある人が地域の中でその人らしく自立して生きていくことができるよう、環境を整備していきます。

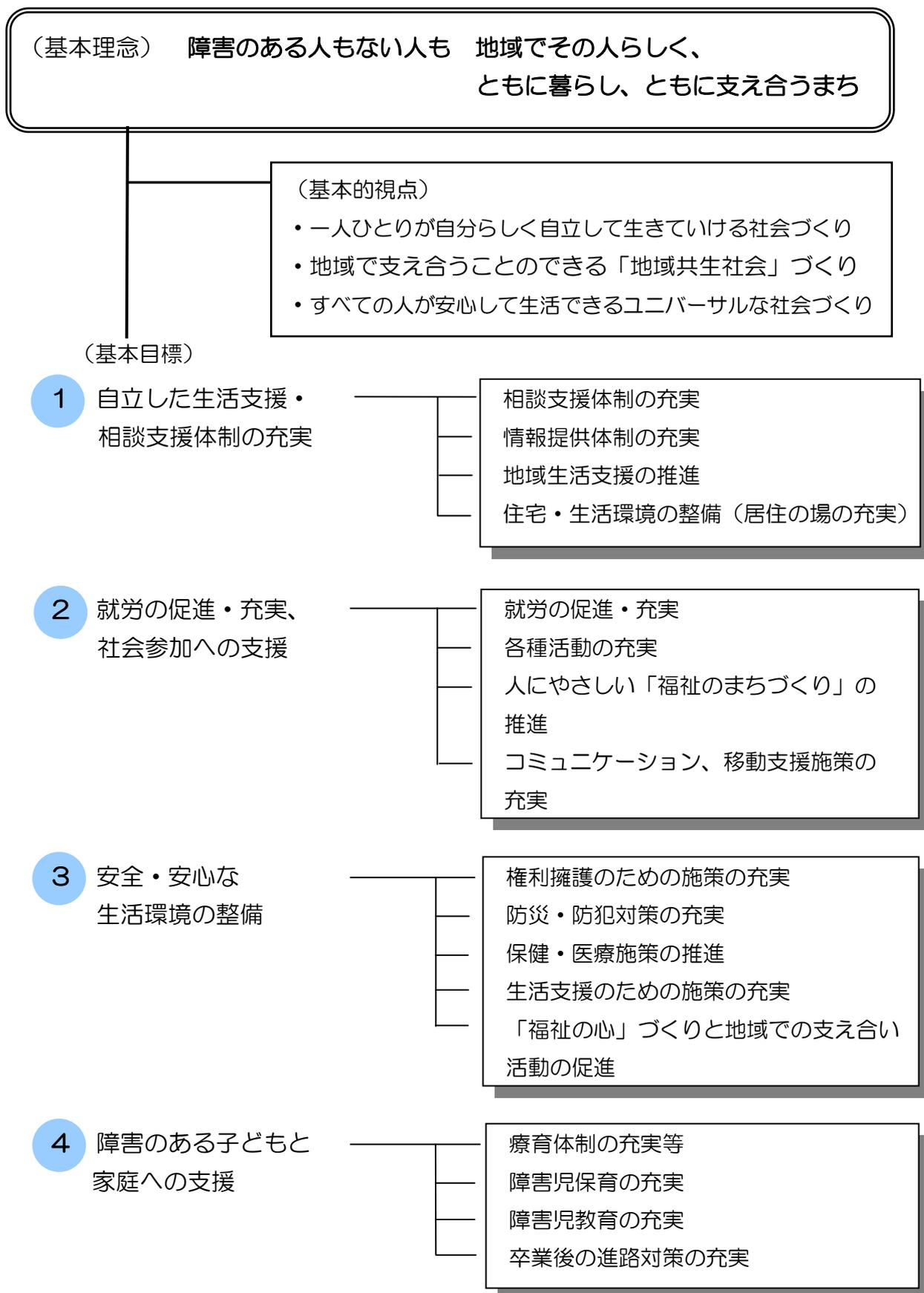
2 地域で支え合うことのできる「地域共生社会」づくり

障害のある人がその能力をいかして地域でその人らしく自立した生活を営むためには、障害の有無にかかわらず、そこに住む人たちが互いに交流し、支え合いながら生きていく「共生社会」の実現が必要になることから、必要な支援体制を整備するとともに、地域での人と人とのつながりを大切に、支え合い助け合うことのできる関係をつくっていきます。

3 すべての人が安心して生活できるユニバーサルな社会づくり

障害のある人が、生活環境や社会制度、人々の心等の中に存在する「バリア（障壁）」によって社会参加を妨げられることのない「ユニバーサル」な社会づくりが求められていることから、「誰もが利用しやすい環境づくり」という視点に立って社会のさまざまなバリアを無くしていくとともに、新しいものについては、最初からバリアを生じさせない（＝ユニバーサルデザイン）ようにしていきます。

4 計画の展開（計画体系図）



第4章

障害者基本計画 (障害者施策の総合的展開)

1 自立した生活支援・相談支援体制の充実

(1) 相談支援体制の充実

【現状・課題】

障害のある人や子どもが住み慣れた地域で暮らしていく上で、相談支援の体制が大変重要になります。

本市では、障害者総合支援法に規定する相談支援事業として、障害のある人からの相談に応じる総合的な相談窓口を2か所、事業委託により設置しています。2か所の内1か所は本市単独での事業委託で、障害のある人の相談支援を24時間体制で実施しています。もう1か所は、君津圏域の4市（君津・木更津・富津・袖ヶ浦）共同での事業委託により、主に精神障害のある人の相談支援を実施しています。アンケート調査や障害者関連団体ヒアリングの結果でも相談支援体制の充実を求める要望や意見が多いことから、障害のある人が身近な場所で相談することのできる体制の充実や相談に関わる人材の養成が重要になっています。

《施策の方向》

① 身近な相談窓口の充実等

- 障害のある人とその家族が気軽に相談できるよう、相談の内容によって市障害福祉課窓口、千葉県君津健康福祉センター（君津保健所）、2か所の委託相談窓口、地域包括支援センター、教育委員会及び市社会福祉協議会などの相談支援の体制をより充実させるとともに、「自立支援協議会」を通じて、相談支援の促進や事業の周知を図ります。
- 障害者総合支援法に規定のある、地域における相談支援の中核的な役割を担う、「基幹相談支援センター」の設置については、本市の状況や他市町村の動向も考慮しながら検討を行います。

〔主な施策・事業〕

施策・事業	内容	担当課
相談支援事業	障害のある人からの相談に応じる窓口を2か所設置し、必要な情報提供、障害福祉サービスの利用援助等に繋げることで生活の支援を図ります。	障害福祉課

② 地域での相談活動の充実

- 身体障害者相談員、知的障害者相談員を設置するとともに、広報やホームページ等で周知を図ります。

〔主な施策・事業〕

施策・事業	内 容	担当課
身体、知的障害者 相談員設置事業	障害のある人またはその保護者等からの相談に 応じて必要な指導、助言を行うとともに、障害者 地域活動の推進、関係機関の業務への協力などに 関する業務を行います。	障害福祉課

③ 障害者ケアマネジメント体制の充実

- 障害福祉サービスを適切に受けられるよう、障害の特性に応じた「サービス等利用計画」、「障害児支援利用計画」の作成を推進します。

〔主な施策・事業〕

施策・事業	内 容	担当課
障害福祉サービ ス費支給事業	障害福祉サービスの「計画相談支援」について、 提供事業者等との連携を図りながら、障害のある 人へのサービスの提供、支援を行います。	障害福祉課



(2) 情報提供体制の充実

【現状・課題】

アンケート調査の結果では、1割弱の回答者が「福祉情報はほとんど知らない」と回答しており、課題を示しています。障害のある人が地域の中で自立生活を続けるためには、福祉サービス等について、必要となったときにいつでもどこでも適切な情報が得られ、ニーズに応じたサービスを選択して利用できる体制を充実させていくことが求められます。

目まぐるしく変わる障害のある人に関する制度についての最新の情報を、本人や家族その他の支援者等に迅速・正確に伝達し、サービス等が途切れることなく利用できるよう努めていく必要があります。

また、障害のある人の中には、視覚障害のある人や聴覚・言語障害のある人等、情報の収集・利用の面で制約を受けている方がいるため、そうしたことにも十分配慮して、今後も各種情報のバリアフリー化を推進していく必要があります。

《施策の方向》

① 情報提供の充実

○福祉サービス等の各種制度の内容について、市ホームページや福祉のしおり等への掲載、内容の充実に努めることで、広く周知を図ります。

② 情報面でのバリアフリー化の推進

○視覚障害のある人向けの情報バリアフリー化のため、音訳、音声コード等多様な情報媒体の確保に努めます。

○知的障害のある人などに配慮して、わかりやすい表現やかなでの情報提供、漢字へのルビふり等に努めます。

〔主な施策・事業〕

施策・事業	内容	担当課
ホームページ管理運営事業	高齢者や障害のある人でも支障なく利用できるよう、ホームページの表示・表記を分かりやすく改善するなど、アクセシビリティに配慮したサイトを作成し、行政情報やイベント情報など幅広い情報を多くの人に提供します。	秘書広報課
「声の広報」の作成	視覚障害のある人や高齢者などのために、広報きみつを音訳した「声の広報」を作成し、市政情報やイベント情報等の周知を図ります。	秘書広報課

(3) 地域生活支援の推進

【現状・課題】

現在、国においては、障害者支援施設等に入所している人等を可能な限り地域へ還し、地域での生活を支援していくことを推進しています。地域生活への移行を希望する障害のある人や親の高齢化等により独立して生活を始める障害のある人が安心して地域生活を送るためには、総合的な生活支援とそれを可能にする地域資源等の基盤整備が必要になります。

身近な所で気楽に相談できる場所はもとより、訪問系のサービスや短期入所（ショートステイ）、就労や居住の支援、余暇活動や日中活動の場を充実させるとともに、そうしたトータルな支援をコーディネートしていく人材の確保にも努める必要があります。

《施策の方向》

① 地域生活移行への支援

- 障害のある人の入所・入院から地域生活への移行を促進するため、地域生活を営む上での課題を整理して、地域生活移行後のプランについても、入所・入院先をはじめ地域の関係機関と連携・協働して支援していきます。

〔主な施策・事業〕

施策・事業	内容	担当課
障害福祉サービス費支給事業 (再掲)	障害福祉サービスの「地域移行支援」「地域定着支援」について、提供事業者等との連携を図りながら、障害のある人へのサービスの提供、支援を行います。	障害福祉課

② 地域自立生活への支援・促進

- さまざまな運営主体の福祉サービス事業者の参入を促進し、サービスの提供基盤の充実に努めます。
- 各種障害福祉サービスなどの利用を促進し、日常生活等に係る支援を行うとともに、制度の周知を図ります。
- 障害のある人が加齢に伴い、日常生活に支障がある状態になっても、自立した生活が続けられるよう、生活支援を重視した高齢者福祉サービスの充実に努めます。

〔主な施策・事業〕

施策・事業	内容	担当課
障害福祉サービス費支給事業 (再掲)	障害福祉サービスの「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」などについて、提供事業者等との連携を図りながら、障害のある人へのサービスの提供、支援を行います。	障害福祉課

施策・事業	内 容	担当課
補装具費支給事業	障害のある人に対して、補装具の交付、貸与または修理の支給を行い、職業その他日常生活の能率向上を図ります。	障害福祉課
日常生活用具給付等事業	障害のある人に対して、日常生活用具の給付を行い、日常生活の便宜を図ります。	障害福祉課
はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業	65歳以上の方に対して、保険給付適用外等のはり・きゅう・マッサージ施術費用の一部を助成し、65歳以上の方への支援を図ります。	高齢者支援課

③ 「日中活動の場」の充実

- “日中活動系サービス”の「生活介護」「療養介護」「自立訓練（機能訓練、生活訓練）」などのサービス利用を促進し、障害のある人の日中活動の機会・場の確保を図ります。

〔主な施策・事業〕

施策・事業	内 容	担当課
障害福祉サービス費支給事業（再掲）	障害福祉サービスの日中活動系サービスである、「生活介護」「療養介護」などについて、提供事業者等との連携を図りながら、障害のある人へのサービスの提供、支援を行います。	障害福祉課



(4) 住宅・生活環境の整備（居住の場の充実）

【現状・課題】

障害のある人が住み慣れた地域で、その人らしく自立して生活していくためには、グループホームや住宅などの整備が必要になります。グループホーム等の整備を支援・促進するとともに、重度の障害のある人も安心して生活できるよう、既存住宅の住宅改修助成等を通じてのバリアフリー化を促進し、障害のある人の住宅施策を推進していくことが重要です。

また、障害者の入所施設について、平成 29 年度現在市内にある施設は、『たびだちの村・君津』と『たびだちの村・B I S H A』の 2 か所となっていますが、入所に関しては、真に入所が必要な重度障害者などについて「施設入所支援」事業の利用を促進し、広域的に施設と連携を深めながら支援を行っていくことが重要になります。

《施策の方向》

① 住宅のバリアフリー化の促進

○障害のある人が暮らしやすい住宅の整備を図るため、日常生活用具給付事業による住宅改修費助成の周知・普及、利用の促進により、既存住宅のバリアフリー化を促進します。

〔主な施策・事業〕

施策・事業	内 容	担当課
日常生活用具給付等事業（再掲）	障害のある人に対して、日常生活用具や既存住宅のバリアフリーの住宅改修費の給付を行い、支援を図ります。	障害福祉課

② グループホーム等への支援

○障害のある人の自立生活の促進・支援のため、生活拠点であるグループホーム等の運営に関し、支援します。また、入居する障害のある人への家賃補助等の支援を行います。

〔主な施策・事業〕

施策・事業	内 容	担当課
グループホーム等運営事業助成金	障害のある人が入居した、グループホーム等を運営する事業所に対して、運営費の一部を助成します。	障害福祉課
グループホーム等入居者家賃助成事業	グループホーム等に入居する障害のある人に対し、家賃の一部を助成します。	障害福祉課

2 就労の促進・充実、社会参加への支援

(1) 就労の促進・充実

【現状・課題】

就労することは、生活していくための生きがいなどを得るための手段であるだけでなく、「社会参加」の一つでもあると言えます。今回の国の「基本指針」などにおいても、引き続き「成果目標（数値目標）」の一つに組み込まれ、力を入れて取り組んでいくべき事項と位置づけられています。本計画の計画期間から、新規のサービス「就労定着支援」も開始されています。

今後も、障害のある人の就労するための支援や就職後のフォロー、生活全般への支援を含めて取り組みを進めていく必要があります。アンケート調査の結果では、必要と考える就労支援策として、「職場の障害者理解」、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」などが多く回答されています。

また、「一般就労」が困難な人に関しては、「福祉的就労」の場の充実、就労を継続できる必要な訓練の実施、情報提供等の支援をしていくことが求められています。平成 25 年 4 月から「障害者優先調達推進法（正式名称：国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）」が施行され、各地方自治体は、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るための措置を講じるよう努めていくことが求められています。

《施策の方向》

① 一般就労の促進

○障害のある人の就労と雇用の安定を図るため、ハローワーク木更津をはじめ、千葉障害者職業センター、職業能力開発校、障害者就業・生活支援センター及び「就労移行支援」サービス提供事業者などと連携して支援を行うとともに、各事業等の周知を図ります。

〔主な施策・事業〕

施策・事業	内容	担当課
障害のある人への就労支援	ハローワーク、君津商工会議所、特別支援学校、障害福祉サービス事業者などの関係機関と連携を図るほか、障害のある人の就労相談や定着支援が必要な場合、国・県から委託・指定を受けている「障害者就業・生活支援センター エール」につなぐことで支援を行います。	障害福祉課

施策・事業	内 容	担当課
障がい者就職面接会	障害のある人の雇用促進及び各企業の障害者雇用率の向上を目的として、「障がい者就職面接会」をハローワーク木更津との共催により開催し、支援を図ります。	障害福祉課
障害福祉サービス費支給事業（再掲）	障害福祉サービスの「就労移行支援」「就労継続支援」などについて、提供事業者等との連携を図りながら、障害のある人へのサービスの提供、支援を行います。	障害福祉課
就労支援の促進	ハローワーク木更津から求人情報を毎日、ファックス受信してチラシを作成し、市役所1階ロビーに配布します。	経済振興課
チャレンジドオフィスきみつ	一般企業等での就労に結びつかない障害のある人に、市役所で就労の場を提供し、文書の封入作業、パソコンのデータ入力や市役所庁内の文書配布等の業務を行い、就労に必要な訓練を行うことで、一般就労への移行の支援を図ります。	職員課

② 福祉的就労の促進

- 「就労継続支援」サービス提供事業所と連携を図り、事業の促進に努めます。
- 福祉施設の製品の販路拡大などの支援に努めます。
- 障害者就労施設等の受注の機会の拡大や工賃向上を図ることを目的として、市の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を毎年度策定し、市の各課へ制度の内容や君津圏域（君津、木更津、富津、袖ヶ浦）の障害者福祉事業所について周知して、市の業務に関する発注・委託の促進を図ります。

〔主な施策・事業〕

施策・事業	内 容	担当課
福祉作業所管理運営事業	障害者総合支援法に規定する就労継続支援B型事業所を市内2か所に設置（『福祉作業所ふたば園』『福祉作業所ミツバ園』）し、指定管理者制度により事業運営を行います。	障害福祉課

(2) 各種活動の充実

【現状・課題】

人の“生活の質”を向上させたいという思いで、スポーツ・レクリエーション、文化芸術等の温もりにふれる「余暇活動」は重要な役割を果たします。人は仕事に就いて働くだけでなく、本来、余暇活動も行ってはじめて“人間らしい生活”を送っていると言えるでしょう。

今後も、すべての人が気軽に参加できるように、スポーツ・文化等の活動の充実のための支援や環境づくりを進めることが重要になります。障害のある人やボランティアがより多くの行事や活動へ参加して楽しむことができる機会や、レクリエーション活動、生涯学習活動への参加を促進するためのさまざまな機会の提供に努めることが大切です。

また、障害のある人にとって、障害者団体の存在は、相談・情報入手の場、支え合い・助け合いの場、レクリエーションや社会参加の場としてかけがえのないものとなっています。障害のある人やその家族が運営している各種当事者団体の活動への支援も重要です。

《施策の方向》

① スポーツ・レクリエーション、余暇活動等の促進

- 障害のある人のスポーツ・レクリエーションや余暇活動等への参加を促進するための支援体制の充実を図ります。
- 千葉県が主催する「障害者スポーツ・レクリエーション大会」や市の体育祭等への障害のある人の参加を呼びかけ、障害者スポーツの振興を図るとともに、スポーツを通じた障害のない人との交流や社会参加を図ります。
- 障害のある人の余暇活動の社会参加のための外出等について支援を行う、地域生活支援事業の「移動支援事業」や、保護者や家族等介護者の一時的な休息等のため、障害のある人が日中活動の場を利用することで支援を図る「日中一時支援事業」の周知を図り、余暇活動等の充実を促進します。

[主な施策・事業]

施策・事業	内容	担当課
スポーツ活動を楽しむ基盤づくり	「する」スポーツの推進として、障害のある人が自主的・積極的にスポーツ活動ができるよう、支援体制を充実させます。	体育振興課
安全・安心なスポーツ施設の整備	「支える」スポーツの推進として、障害のある人が気軽にスポーツに親しめるように、既存の「内のわ運動公園」「スポーツ広場」などのスポーツ施設のさらなるバリアフリー化に努めます。	都市整備課 体育振興課

施策・事業	内 容	担当課
君津地域心身障害児者スポーツ大会	君津地域（君津、木更津、富津、袖ヶ浦）の障害のある人（子ども）が、スポーツを通じて体力の増強・機能の回復などの向上を図り、積極的な生活など、明るい生活に寄与するとともに相互の親睦を図ります。	障害福祉課

② 生涯学習の促進

○ボランティアなどの協力を得て、各種講座や教室などへ参加できる条件を整えていき、障害のある人もない人もともに参加し、一緒に学べる各種講座やスポーツなどの教室の開催に努めます。

〔主な施策・事業〕

施策・事業	内 容	担当課
読書推進事業	通常の活字資料での読書が困難な利用者のために、大きな活字の本や録音図書等さまざまな形態の資料を収集して読書の機会を提供します。また、ボランティアによる点訳資料、音訳資料の作成、視覚障害のある人への対面朗読を行います。	中央図書館
移動図書館巡回事業	図書館への来館が困難な利用者のために移動図書館が巡回し、サービスを提供します。	中央図書館
生涯学習推進事業	障害のある人の生涯学習への参加を促進するため、情報提供方法の改善を図りながら、学習情報の提供に努めます。また、公民館などにおける各種講座等において、障害のある人に配慮した講座等の開催に努めます。	生涯学習文化課

③ 障害者関連団体の活動支援

○障害者関連団体による、自主的な学習活動等に対して、地域に出向いて行う「まちづくりふれあい講座」を活用するなどして支援を行います。

(3) 人にやさしい「福祉のまちづくり」の推進

【現状・課題】

障害のある人の社会参加意欲の高まりや急速な高齢化を背景として、障害の有無にかかわらずすべての人が個人として尊重され、不自由なく日常生活を過ごすことができ、平等に社会参加できるよう、バリア（物理的障壁）の無いまちづくりを総合的に推進する必要があります。そこで、さまざまなバリアを取り除いていくことや、そもそもはじめから障壁をつくらぬようなまちづくりを進めていくことが必要となります。

本市ではこれまでも「バリアフリー新法（正式名称：「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）」や「千葉県福祉のまちづくり条例」等に基づいて、歩道や点字誘導ブロックなどの整備、捨て看板等の撤去などを図ってきました。しかし、バリアフリー・ユニバーサルデザインの観点から市内にある建築物、道路、公園、住宅等をみた場合、まだ十分とは言えません。障害のある人や高齢者をはじめ「すべての人にやさしいまち」、「誰にでも公平に使用でき、年齢や能力に関わりなくすべての人が住みやすい福祉のまち」づくりを進めていくことが重要になります。

《施策の方向》

① 「福祉のまちづくり」の推進

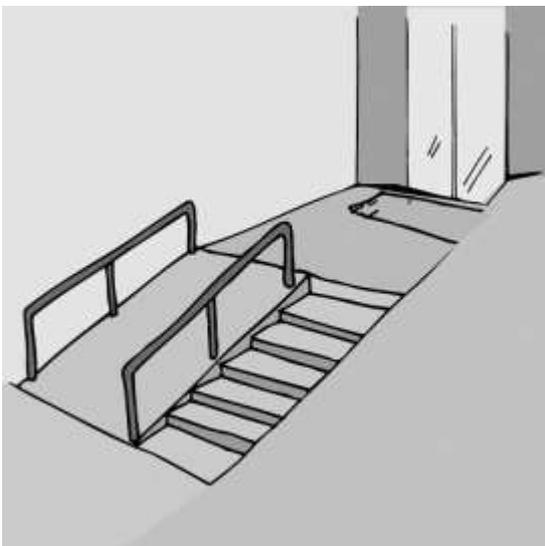
- 障害のある人が安全で快適な生活を送ることができるような都市環境の整備を促進し、総合的な福祉のまちづくりを推進します。
- 「千葉県福祉のまちづくり条例」や「君津市総合計画」等に基づき、公園等のユニバーサルデザイン、バリアフリー化を進めます。
- 市道について、障害のある人が安心して利用できる道路の整備を図ります。

〔主な施策・事業〕

施策・事業	内容	担当課
公園等のユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー化の推進	園路や主要施設などのバリアフリー化を進めるとともに、健康づくりや機能回復などの活動ができる公園の整備を推進します。	都市整備課
道路の整備	障害のある人等が安心して利用できる歩行空間を創出するため、車いすがすれ違える幅の広い歩道の整備や歩道の段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置を推進し、バリアフリーの道づくりを目指します。	道路建設課

② 公共施設の整備推進

○市所有の施設を障害のある人や高齢者などすべての人々が利用しやすいようにするため、障害者対応トイレ・スロープ等の設置により、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進を図ります。



(4) コミュニケーション、移動支援施策の充実

【現状・課題】

障害のある人の社会参加の実現のためには、「福祉のまちづくり」に加えて、移動支援、コミュニケーション支援の施策なども必要不可欠です。ハード面の環境を整備していくこととともに、障害のある人などの外出・移動手段等の整備を推進する“ソフト面”の支援施策も大切になります。

また、障害のある人の日常生活の利便性の向上を図り、自立と社会参加を促進するためには、障害のある人が迅速・的確に情報を収集しコミュニケーション手段を確保できる環境づくりが重要な課題です。また、ICT（情報通信技術、情報コミュニケーション技術）の急速な進展により、障害のある人も家などにいながら世界とつながり、他者とコミュニケーションをとって必要な情報の収集や発信をしたりすることが可能になりました。これに対応して、ICT技術の向上やパソコン・スマートフォン等を利用するための支援等も必要になっています。

《施策の方向》

① コミュニティバス車両の充実等

○障害のある人の利用しやすい車両の導入を促進するとともに、障害者手帳所持者の運賃軽減を継続します。

〔主な施策・事業〕

施策・事業	内容	担当課
バス車両のバリアフリー化	路線バスやコミュニティバスについて低床バス（ノンステップバス、ワンステップバス）の導入を促進します。	企画政策課

② 外出・移動支援施策の推進

○障害のある人の日常生活に必要な屋外での移動手段を確保し、自立生活と社会参加を促進するため、地域生活支援事業の「移動支援事業」の周知を図るとともに、障害福祉サービスの「同行援護」の利用を促進し、重度の視覚障害のある人（子ども）の外出・移動の利便を図ります。

○公共施設等の駐車場整備や、障害者専用駐車スペースの確保に努めます。

○自動車を使用しての外出を支援するための「身体障害者用自動車改造費助成事業」及び「障害者自動車運転免許取得費助成事業」の周知と利用の促進を図ります。

○市障害福祉課及び市社会福祉協議会で実施する福祉カーの貸し出し等により、交通の不便な地域での移動手段の充実を図ります。

〔主な施策・事業〕

施策・事業	内 容	担当課
福祉タクシー事業	重度の心身障害のある人（子ども）がタクシーを利用する場合に、料金の一部を助成し、社会参加の促進を図ります。	障害福祉課
身体障害者用自動車改造費助成事業	自ら運転する自動車を改造した肢体不自由の重度の身体障害のある人に対し、費用の一部を助成することにより社会参加の促進を図ります。	障害福祉課
障害者自動車運転免許取得費助成事業	普通自動車免許等を取得した、身体障害のある人や知的障害のある人に対し、費用の一部を助成することにより社会参加の促進を図ります。	障害福祉課

③ コミュニケーション支援施策の充実

○聴覚または音声・言語の障害のある人への手話通訳者、要約筆記者派遣制度を充実させ、コミュニケーション手段の確保・充実を図ります。また、聴覚障害者用通信装置等の日常生活用具の給付により、日常生活の支援に努めます。

○誰もが参加しやすい行事や研修会にするため、手話通訳、要約筆記者の配置等の推進を図ってまいります。

〔主な施策・事業〕

施策・事業	内 容	担当課
聴覚障害者相談事業	聴覚障害のある人等との手話通訳業務、調査指導により福祉に関する相談業務全般や手話通訳に関する正しい知識・技術の普及などを行います。	障害福祉課
意思疎通支援事業	聴覚障害のある人等に対して手話通訳者等を派遣し、その相手方との意思疎通を仲介することによりコミュニケーションを支援します。	障害福祉課
手話奉仕員養成講座	障害のある人との交流活動の促進等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成講座を開催します。	障害福祉課

④ 情報バリアフリーの促進

○障害のある人の情報バリアフリー化のためのパソコン周辺機器、ソフト等の助成や補聴器購入費の助成などにより、情報格差の解消を図ります。

〔主な施策・事業〕

施策・事業	内 容	担当課
ホームページ管理運営事業 (再掲)	高齢者や障害のある人でも支障なく利用できるアクセシビリティに配慮したサイトを作成し、行政情報やイベント情報など幅広い情報を多くの人に提供します。	秘書広報課
補装具費支給事業 (再掲)	障害のある人に対して、補聴器などの補装具の交付、貸与または修理の支給を行い、職業その他日常生活の能率向上を図ります。	障害福祉課
日常生活用具給付等事業 (再掲)	障害のある人に対して、視覚障害者用拡大読書器などの日常生活用具の給付を行い、日常生活の便宜を図ります。	障害福祉課



3 安全・安心な生活環境の整備

(1) 権利擁護のための施策の充実

【現状・課題】

平成 23 年の障害者基本法改正で、「障害のある人が円滑に投票できるようにするための選挙等における配慮」についての内容が盛り込まれました。本市では現在、郵便投票、点字投票の実施、投票所におけるスロープ、点字器、車いすの設置や点字の氏名掲示、選挙公報の朗読、代理投票等を行っていますが、今後も、障害のある人にとってより投票しやすい環境となるよう努めていく必要があります。

同年 6 月には「障害者虐待防止法」が制定され、障害のある人への虐待防止等の取り組みが求められています。

さらに、平成 25 年 6 月に制定された「障害者差別解消法」が同 28 年 4 月から施行されています。同法では、「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」が求められており、本市においても対応が必要となっています。

アンケート調査の結果をみると、差別などを受けた経験について、全体では「ない」という回答が 64.4%を占めて最も多いものの、「ある」と「少しある」を合わせた“何らかの経験がある”が 21.5%みられ、特に知的障害のある人で 43.2%、精神障害のある人で 38.6%と多くなっています。障害のある人も住み慣れたまちで安全に暮らし、活動していくことが可能となるためには、「権利擁護」の体制がしっかり確立されていることが欠かせず、課題がうかがえます。

現在、知的障害、精神障害、認知症等により判断能力が十分でないために権利が侵害されやすい人への支援として、「成年後見制度」や市社会福祉協議会が実施する「日常生活自立支援事業」があり、今後も、市障害福祉課や市社会福祉協議会及び地域のネットワークなどを結び、サービス利用についての援助を必要とする人すべてを対象とした、権利擁護の体制をさらに充実させるよう努めていくことが重要です。

《施策の方向》

① 権利擁護施策の推進

○千葉県が設置し、障害のある人などの横断的な福祉の総合相談支援センターである「中核地域生活支援センター君津ふくしネット」等の関係機関との連携により、権利侵害に対する予防や解決に努めるとともに、権利擁護を推進します。

② 権利行使の支援

- 「成年後見制度」による支援を必要とする障害のある人について、成年後見制度利用支援事業や法人後見による支援を活用するなどして、利用の促進を図ります。
- 知的障害のある人、精神障害のある人や認知症高齢者が地域で安心して生活を営めるよう、障害福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理等を行う日常生活自立支援事業の利用を促進します。
- 選挙の投票所において、障害のある人が投票しやすい環境づくりに努めます。

〔主な施策・事業〕

施策・事業	内容	担当課
成年後見制度に係る市長申立て	「成年後見制度に係る審判請求取扱要綱」に基づき、身寄りのない認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人の保護を図るため、市長申立てや、後見人等の報酬の助成などの支援を行います。	障害福祉課

③ 差別・虐待防止対策の推進

- 障害のある人に対する虐待や障害を理由とする差別に関する相談に対応するため、市障害福祉課に相談窓口を設置します。
- 虐待の未然防止と虐待発生時の早期発見、迅速な対応を行えるよう、県主催の研修等に参加して職員の資質向上を図っていきます。
- 障害者差別解消法のなかで、障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される「障害者差別解消支援地域協議会」を組織することが求められていることから、その事務を既存の「君津市障害者地域自立支援協議会」に付与し、障害を理由とする差別に関することに対処します。

〔主な施策・事業〕

施策・事業	内容	担当課
障害者虐待防止支援事業	<p>障害者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた障害のある人の迅速かつ適切な保護等のため、君津圏域4市（君津市、木更津市、富津市、袖ヶ浦市）の共同委託で、緊急時の一時保護のための居室確保と併せ、休日や夜間における「障害者虐待防止センター」業務を実施します。</p> <p>また、虐待を受けた障害のある人の緊急一時保護時の付き添い等業務、夜間休日家庭訪問相談も実施します。</p>	障害福祉課

(2) 防災・防犯対策の充実

【現状・課題】

障害のある人も含めて誰もが安心して地域生活を営むためには、犯罪を未然に防ぐ防犯対策や地震などの災害による被害を防ぐ防災対策を積極的に展開していくことが必要です。特に、平成 23 年 3 月の東日本大震災、同 28 年の熊本地震の発生等により「災害時要配慮者（避難行動要支援者）支援」が一層強く求められるようになっていきます。ひとりでは避難できないことや近所における協力体制が必ずしも十分ではないと思われること、そして避難先（避難所）での生活や医療・治療体制への不安の声等が多く挙げられており、災害時に備えたコミュニティの協力体制づくり、防災体制づくりが求められています。

このため、市の「地域防災計画」を基本として、災害時に不安を抱えている人への対応が速やかに行えるよう、体制づくりや訓練などを実施していくことが大切になっています。特に、地域における“自主防災組織”による対応は、災害等の初期段階における重要な要素であり、地域住民の理解と協力を高めるための啓発と組織づくりが求められています。

また、平成 23 年の障害者基本法改正で、「障害のある人の、“消費者”としての利益の擁護・増進」に関する規定が盛り込まれ、消費者被害の防止等に向けた対応が必要です。

《施策の方向》

① 緊急通信手段の充実

- 障害のある人が火災や救急などの緊急時に通報できるよう、ちば消防共同指令センターの「FAX119番」・「メール119番」等の周知を図ります。
- 地震などの災害がおきた際に、速やかに避難ができるよう、また、被害を最小限に防ぐことができるよう、防災対策として防災行政無線等の活用により支援を図ります。

② 防犯対策の充実

- 障害のある人を含めて誰もが安全で安心して暮らせる地域社会づくりに努めるとともに、地域住民と協力した効果的な防犯活動の推進に努めます。

〔主な施策・事業〕

施策・事業	内容	担当課
防犯対策の充実	障害のある人を含めて誰もが安全で安心して暮らせる地域社会づくりのため、警察との連携により犯罪の防止に努めるとともに、自主防犯団体への防犯パトロールに対する支援や防犯パトロールの拠点となる防犯ボックスの整備を行い、地域住民と協力した効果的な防犯活動の推進に努めます。また、ICT等を活用した防犯情報の提供により、地域の安全性の向上に努めます。	市民生活課 (連携機関・団体： 君津警察署、 君津市防犯協会)

③ 災害対策の充実

- 障害のある人や心身に衰えのある高齢者、乳幼児等、避難所での生活において特別な配慮を必要とする要配慮者の移送先として、あらかじめ「福祉避難所」の指定を推進します。
- 災害時に備え、ストーマ用装具の備蓄保管場所を設置します。
- 要配慮者に、地域における防災訓練への参加を呼びかけ、実地訓練を体験してもらうとともに、住民に対しても要配慮者の救助・救護に関する訓練を実施します。
- 日頃から要配慮者の居住地や生活状況等を把握し、災害時にはこれらの情報を迅速に活用できるよう整備します。

[主な施策・事業]

施策・事業	内容	担当課
福祉避難所運営訓練	大規模災害発生時における避難所生活を想定し、災害時要配慮者の受け入れ先となる福祉避難所の運営訓練を行うことで、現状の課題等を見つめ直し、行政側の迅速な対応、関係団体との連携強化を図ります。	危機管理課 (連携機関：市社会福祉協議会、各福祉避難所)
災害時要援護者避難支援制度	災害時に自力で避難することが困難と思われる障害のある人のうち、個人情報を提供することに同意した方を登録し、自治会、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員などに開示して、地域で要援護者を支援・協力する体制づくりを推進します。	厚生課 障害福祉課

④ 消費生活相談の実施

- 窓口での相談の他、電話での相談も受け付ける「消費生活相談」を継続し、障害のある人も含めたすべての市民の消費生活全般についての苦情や相談を受け付け、解決を支援します。

(3) 保健・医療施策の推進

【現状・課題】

障害のある人や難病患者が地域の中で安全に、安心して生活を続けていくためには、障害や病気に対する専門的な医療サービスが必要不可欠であると同時に、日常の医療を受ける際にも、知的障害のある人等では障害のために症状を的確・正確に伝えることができないことなども大きな課題の一つと言えます。障害に対する専門的な医療に限らず、日常的な診療・治療を提供し、障害の軽減や重度化・重複化、第2次障害、合併症の防止に努めることが必要です。

また、身体障害等に関しては、生活習慣病をはじめとする「病気」を予防し、あるいは早期発見、早期治療を行うことが後天的障害の予防、重度化の予防につながると言えます。介護保険制度においては、平成17年度の制度改革以来、“予防重視型システムの整備・強化”が大きな柱の一つとして進められてきましたが、障害者施策の分野でも重要になってきています。市民一人ひとりの主体的な健康づくりや保健サービスの充実はもとより、障害の原因となる疾病の予防等について、支援を図る必要があります。

《施策の方向》

① 健康づくりの推進

○市民一人ひとりが健康で心豊かに暮らせるよう、健康増進モデル事業や成人の生活習慣病等疾病の予防のため、健康教育や健康相談などの充実を図ります。

② 疾病予防・早期発見などの推進

○成人の生活習慣病等疾病の予防のため、各種健康診査の充実を図ります。

〔主な施策・事業〕

施策・事業	内容	担当課
生活習慣病予防健康診査事業	生活習慣病予防を目的に40歳以上の医療保険未加入の人を対象として、健康診査を年1回実施します。また、若年期からの予防を目的に、18歳から39歳までの人を対象にした健康診査を年1回実施します。	健康づくり課

③ 医療給付などの利用促進

○「重度心身障害者医療費助成事業」や「自立支援医療（更生、育成、精神通院）費支給事業」などについて、ホームページ等で周知・啓発を図ります。

〔主な施策・事業〕

施策・事業	内 容	担当課
重度心身障害者医療費助成事業	重度の心身障害のある人（子ども）が医療機関で受診した際の医療費のうち、医療保険における自己負担分を助成します。	障害福祉課
自立支援医療費支給事業	身体障害のある人（子ども）の障害の除去・軽減と進行の防止のために必要な医療費（更生医療・育成医療・精神通院医療）の支給を行います。	障害福祉課

④ 精神保健・難病患者支援の推進

○精神障害者の保健の充実のため、千葉県君津健康福祉センター（保健所）との連携を取りながら支援を図ります。

〔主な施策・事業〕

施策・事業	内 容	担当課
精神障害者医療費給付事業	精神障害のある人が医療機関で精神科・神経科等を受診した際の医療費のうち、医療保険における自己負担分を助成します。	障害福祉課
特定疾患療養見舞金支給事業	特定疾患患者とその保護者の経済的負担の軽減を図り、生活の安定と福祉の増進に資するため、市が指定する特定疾患（指定難病）のため月に20日以上入院している方に、見舞金を支給します。	障害福祉課



(4) 生活支援のための施策の充実

【現状・課題】

障害のある人が安心して地域生活を継続することができるためには、生活上のニーズに対応した支援のための施策の充実が必要になります。障害福祉サービスや地域生活支援事業などの各サービスを適切に利用できるよう支援するとともに、障害のある人を対象とした各種手当等による負担の軽減を図るなど、障害当事者の自己選択と自己決定が尊重される自立支援策の充実・推進を図ることが重要です。

《施策の方向》

① 各種手当等の利用促進

○障害のある人とその家庭の生活の安定のため、各種手当などの支援制度の周知と利用の促進を図ります。

〔主な施策・事業〕

施策・事業	内容	担当課
心身障害者（児）福祉手当支給事業	在宅の重度の心身障害のある人（子ども）またはその介護者に福祉手当を支給します。	障害福祉課
特別障害者手当等支給事業	精神または身体に著しい重度の障害を有するために日常生活において常時特別な介護を必要とする障害のある人（子ども）に手当を支給します。	障害福祉課
特別児童扶養手当給付事務事業	精神または身体に重度または中度の障害のある子ども（20歳未満）を養育している人に手当を支給して子どもの生活に役立てます。	障害福祉課
重度身体障害者理容師派遣事業	外出困難な重度の障害ある人に対し、理容師を居宅に派遣します。	障害福祉課
ねたきり身体障害者（児）紙おむつ給付事業	在宅で常時失禁している3歳以上の身体障害のある人（子ども）で、寝たきりと同様の状態にある人に、紙おむつを給付します。	障害福祉課
重度身体障害者（児）等移動入浴車派遣事業	居宅において入浴の困難な重度の身体障害のある人などに対し、移動入浴車を派遣して入浴介護を行います。	障害福祉課

(5)「福祉の心」づくりと地域での支え合い活動の促進

【現状・課題】

障害のある人が、地域でその人らしく生活していくことができるためには、地域の人々の協力と支援も必要であり、ボランティアのための学習機会の充実や、人材の確保を図っていくことが重要になります。

さらに、障害や障害のある人についての正しい知識を広め、理解を深めていくために、さまざまな機会を活用した広報・啓発活動の充実や福祉教育の推進が必要であり、福祉に関する情報の発信など「ノーマライゼーション」の理念の普及に向けた啓発活動を行っていくことも重要です。

また、国でも「地域共生社会」が目指すべき社会として示され、その定義の一つとして、「支え手側」と「受け手側」に分かれない社会という内容が示されており、障害のある人についても、常に福祉の「受け手」になるのではなく、場面、状況等に応じて時には「支え手側」に回ることも大切になります。

《施策の方向》

① 広報・啓発・普及活動の充実

- 「ノーマライゼーション」の理念の普及を図るため、市ホームページなどを活用し、広報・啓発活動を行います。
- 障害者団体などと連携を図りながら、ポスターによるPRや障害当事者参加のイベントの開催による啓発など、啓発交流事業を促進します。

〔主な施策・事業〕

施策・事業	内容	担当課
「障害者週間」イベント	「障害者週間」（12月3～9日）期間中にイベントを実施し、障害について周知を図るほか、障害者施設・団体による作品展示や活動紹介等を行い、障害のある人に対する理解と認識を深めます。	障害福祉課
健康と福祉のふれあいまつり	ふれあいと交流の場を通して、市民の健康づくりと地域福祉の向上に寄与することを目的にイベントを開催し、障害者施設・団体等による作品展示や活動紹介を行います。	厚生課 (連携機関：市社会福祉協議会)

② 福祉・人権教育の推進

- 市民一人ひとりの障害への正しい理解と認識を深めるため、地域に出向いて行う「まちづくりふれあい講座」を活用するなどして福祉・人権教育の推進を図ります。

〔主な施策・事業〕

施策・事業	内 容	担当課
人権教育推進事業	障害を理由とする偏見や差別といった人権問題について市民の理解を図るため、公民館等を会場に講座等を実施します。	生涯学習文化課

③ 学校等での交流・共同学習の推進

○市内の小中学校による施設訪問、通常学級と特別支援学級や特別支援学校との交流・共同学習を促進します。

〔主な施策・事業〕

施策・事業	内 容	担当課
交流及び共同学習の推進	通常学級と特別支援学級との交流及び共同学習や、各学校と特別支援学校との交流及び共同学習、さらには地域の高齢者や障害のある人との交流活動を計画的・組織的・継続的に実践する中で、お互いを理解・尊重し、思いやりの心を持って行動できる子の育成を図ります。	学校教育課

④ ボランティア活動の充実

○福祉等さまざまな分野でNPO、ボランティア団体等との対等なパートナーシップを構築・強化するとともに、それらの団体の自主性・自立性を尊重しながらその活動を支援します。また、障害者団体と市社会福祉協議会の連携による地域福祉活動を促進するとともに、NPO、ボランティア活動に関する情報の提供などにより市民の自発的な活動を支援・促進します。

○さまざまな障害のある人の日常生活・社会参加を支援するガイドヘルプ、点訳、音訳、朗読、手話等のボランティア活動を促進するため、市社会福祉協議会と市ボランティア連絡協議会が協働で行う活動促進策を支援します。

〔主な施策・事業〕

施策・事業	内 容	担当課
コーディネート機能の充実	「ボランティアセンター」において、ボランティアと障害のある人のニーズとの調整が図られるよう支援に努め、また、各ボランティア団体相互及び個人ボランティアとの連絡・調整を図ります。	厚生課 (連携機関：市社会福祉協議会)

⑤ 「地域福祉計画」の推進

○地域における福祉活動を進める際の指針となる『君津市地域福祉計画』を推進します。

4 障害のある子どもと家庭への支援

(1) 療育体制の充実等

【現状・課題】

乳幼児健康診査の充実などによる知的障害など障害の早期発見・早期対応（療育）等は重要になっています。早期療育による支援は、その後の保育、学校教育などの各段階における生活の基盤をつくり、障害のある人が地域の中で自立した生活を送る基礎をつくるための大切なものとなります。

発達、発育の心配を抱える親子に、適切な時期に適切な支援を実施するためには、検査の充実や療育の相談、保護者への支援も含めた体制の充実が必要になります。

《施策の方向》

① 早期療育体制の充実

- 保育園・幼稚園等、子どもを取り巻くさまざまな関係機関と連携しながら、発達障害等の早期発見・早期対応に努めていきます。
- ことばの発達の遅れや難聴等によりことばに問題を抱えている就学前の幼児について、早期発見に努めるとともに、適正な療育を図ります。

〔主な施策・事業〕

施策・事業	内容	担当課
妊娠・出産包括支援事業	妊娠・出産・育児期までの切れ目のない支援体制を構築し、妊娠中から育児期まで継続して関わって、育児不安等への支援を行います。	健康づくり課
妊婦・乳児健康診査事業	健康診査を受診してもらうことにより発育・発達の確認や疾病・異常の早期発見に努めます。また、安全な出産への援助と育児不安の軽減に努め、健やかな親子の成長を目指します。	健康づくり課 (連携機関： 千葉県医師会)
幼児健康診査	1歳6か月児、3歳児健康診査を保健福祉センターほかの会場にて実施し、子どもの発育・発達状況の確認、疾病の早期発見と障害の進行防止を図ります。また、虫歯予防、幼児の栄養その他育児に関する指導を行い、その健康の維持・増進を図ります。	健康づくり課 (連携機関： 君津中央病院、 君津木更津 医師会)

施策・事業	内 容	担当課
こどもの発達相談	知的発達や運動発達の遅れの心配のある乳幼児について発達の専門家が相談に応じ、発達障害の子どもの早期発見と療育への支援につなげていきます。	健康づくり課 (連携機関： きみつ愛児園)
幼児ことばの相談事業	ことばの発達の遅れや難聴、発達障害等により発育や発達に遅れや問題を抱えている就学前の幼児等に、適正な療育を図ります。	障害福祉課

② 療育システムの整備

- 保健・医療・福祉・教育の各部門の連携を図り、療育体制づくりを進めます。また、妊娠・出産から始まり乳幼児期、学齢期等、子どもの成長過程に応じて横断的に施策を展開し、ライフステージに応じた支援を推進します。
- 発達に不安や遅れのある就学前の障害のある子どもを対象に、集団や個別での日常生活動作や機能訓練を行う施設として、君津郡市広域市町村圏事務組合にて運営する『きみつ愛児園』が「児童発達支援センター」「保育所等訪問支援」のサービスを提供していることから、受け入れ側の保育園等へのその周知や制度の説明等に努めます。



(2) 障害児保育の充実

【現状・課題】

子どもたち一人ひとりの個性や適性に応じた保育・療育及び教育は、障害のある子どもたちの可能性を最大限伸ばして輝かせ、将来社会的に自立していけるよう図るために重要な役割を果たしています。

生活形態等の多様化が進む中、仕事と子育ての両立や子どもの発育・発達にまつわる悩みや不安など、多角的な視点で障害のある子どもとその家庭への支援に取り組むことが必要です。子どもと家庭の幸せを支えるため、子育て支援・療育的な観点の双方から多様なニーズに対応していくことが求められています。

障害のある子どもの保育の充実を図り、家族を支え、障害のある子どもたちへの支援を推進していくこと、また、療育体制の整備を図り、医療機関を含めた関係機関との連携を確保した多様な保育の場を整備していくことが必要になっています。

平成27年3月に策定された『君津市子ども・子育て支援計画』では、「子どもを健やかに生み育てるまちづくり」を進めるための取り組みを定めており、同計画とも連携を取りながら取り組みを進めていく必要があります。

《施策の方向》

① 障害児保育の促進

○保育園への障害のある子の受け入れ体制を整備し、また、保育士の研修の充実などに努めます。

〔主な施策・事業〕

施策・事業	内容	担当課
障害児保育事業の推進	障害のある子どもや発達に遅れや偏りのある子どもについて、保育園の施設や受け入れ体制を整備して集団保育を実施します。また、保育園等の施設長や保育士への研修を通して、人材育成を図ります。	子育て支援課

② 連携の強化

○保育が必要な障害のある子どもに適切な支援を行うため、庁内の横断的な取り組みを進めるとともに、関係機関との連携を図ります。

〔主な施策・事業〕

施策・事業	内 容	担当課
関係機関との連携	保育が必要な障害のある子どもへ適切かつ途切れのない支援を行うため体制を整えるとともに、千葉県立君津特別支援学校、君津児童相談所、児童発達支援センターきみつ愛児園などの関係機関・専門機関との連携を図ります。	子育て支援課

③ 障害児通所等支援サービスの充実

- 「児童発達支援」、「居宅介護」、「短期入所（ショートステイ）」等のサービスの質・量の確保と併せて相談支援の充実に努め、障害のある子どもやその家庭の療育を支援します。

〔主な施策・事業〕

施策・事業	内 容	担当課
障害児通所等支援給付事業	障害児通所等支援サービスの「児童発達支援」などについて、提供事業者等との連携を図りながら、障害のある子どもへのサービスの提供、支援を行います。	障害福祉課
障害児相談支援給付事業	障害のある子どもの抱える課題や適切なサービス利用に向けて、提供事業者等との連携を図りながら、ケアマネジメントによる支援の提供を図ります。	障害福祉課

(3) 障害児教育の充実

【現状・課題】

平成 29 年度現在、「特別支援学級」を市立の全小学校 17 校のうち 16 校（31 学級）、また、全中学校 11 校のうち 9 校（19 学級）に設置しています。今後も、さまざまな障害のある児童生徒を学校教育全体の中で受けとめて多様な教育（「特別支援教育」）を展開することにより、障害のある児童生徒に適切な教育の場を確保していくことが大切です。

平成 23 年 8 月の障害者基本法改正をふまえ、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒がともに学ぶ場を追求する「インクルーシブ教育システム」の整備に関する方向性が示されました。共生社会を目指す「特別支援教育」を推進することが「インクルーシブ教育システム」の整備につながります。

さらに、「ノーマライゼーション」の理念や「地域共生社会」を実現するためには、子どもの頃から障害の有無にかかわらずともに育ちともに学ぶという考えが大切であることから、学校教育における、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との「交流及び共同学習」の推進を図ることも重要になります。

また、市内には千葉県立君津特別支援学校が設置されていますが、児童生徒数の増加に伴う教室不足や施設の狭隘化等の過密状況への対応が必要とされています。

《施策の方向》

① 就学支援の充実

- 障害の種類や程度・特性を正しくとらえ、障害のある子ども一人ひとりに最も適した教育の場を提供できるよう、適正な就学支援に努めます。
- 母子保健事業や保育園・幼稚園などとの連携を図り、障害のある子どもの保護者への情報提供の充実を図ります。

〔主な施策・事業〕

施策・事業	内容	担当課
君津市教育支援委員会	医師や関係機関職員等から構成される「教育支援委員会」により、特別な教育支援を要する児童生徒の就学に関する事項や教育相談、教育支援に関する事項について調査審議し、答申を行います。	学校教育課

② 就学相談・教育相談の充実

- 特別な教育的支援を必要とする子ども一人ひとりのニーズに適切に応じることのできる場を整え、就学相談、教育相談を行います。
- 障害のある子どもの状況の変化をみながら、より適切な教育ができるよう、特別支援教育担当者の充実、関係機関との連携の推進等、校内の就学相談体制の充実に努めます。

③ 学校施設の整備

- 肢体不自由児などの就学に際しては、必要に応じて学校施設・設備の設置、改修等を検討します。
- 千葉県立君津特別支援学校の過密状況への対応については、設置している千葉県と連携を取りながら支援を図ります。

〔主な施策・事業〕

施策・事業	内容	担当課
校舎等維持補修事業	児童生徒の安全で快適な学習環境の維持・向上を図るため、小中学校の校舎等の維持補修を行います。また、障害のある子どもの状況に応じ、段差の解消やスロープ等の設置を検討します。	教育総務課

④ 特別支援教育の推進

- 通常の学級に在籍する特別な支援の必要な児童生徒について、児童や生徒の個性や可能性に配慮した指導の充実を図ります。

〔主な施策・事業〕

施策・事業	内容	担当課
特別支援教育推進事業	学校が直面する緊急課題の解決を図るため、支援の必要な児童生徒の実態把握に努め、「生活体験指導員」の配置を行います。また、特別支援学校との連携を深め、特別支援チームの派遣や、「ほほえみ相談」「見え方相談」「きこえの相談会」の運営を行い、専門性のある教育相談体制を整えます。	学校教育課

⑤ 放課後児童対策の推進

- 放課後などの障害のある子の保育や見守りの場として、「放課後児童クラブ」での受け入れを支援します。
- 「放課後等デイサービス」の提供におけるサービスの質・量の確保と併せて相談支援の充実に努め、障害のある子どもやその家庭の教育を支援します。

〔主な施策・事業〕

施策・事業	内容	担当課
健全育成の推進	保護者が就労等により昼間自宅にいない家庭の小学校児童を対象とし、授業終了後や長期休暇中の遊び、生活の場を提供する「放課後児童クラブ」への運営費、家賃の一部補助を継続します。	子育て支援課
障害児通所等支援給付事業 (再掲)	障害児通所等支援サービスの「放課後等デイサービス」について、提供事業者等との連携を図りながら、障害のある子どもへのサービスの提供、支援を行います。	障害福祉課
障害児相談支援給付事業 (再掲)	障害のある子どもの抱える課題や適切なサービス利用に向けて、提供事業者等との連携を図りながら、ケアマネジメントによる支援の提供を図ります。	障害福祉課



(4) 卒業後の進路対策の充実

【現状・課題】

障害のある子どもとその保護者が安心して適性や希望に応じた進路を選択できるよう、学校卒業後の進路対策を推進することが必要になっています。

卒業から新しい生活への移行期において一貫した支援を行うため、福祉・教育・労働等分野間の連携を一層強化しながら卒業後の進路対策を総合的に推進していくことが重要です。

《施策の方向》

① 相談機関相互の連携の強化

○特別支援学校やハローワーク木更津、さらには千葉県から委託を受け、障害のある人の職業的自立を実現するため、身近な地域で就職と生活の支援を一体的に行う、障害者就業・生活支援センターエールなどの関係機関と連携を図り、障害のある人が適切に進路選択できるよう相談支援体制の充実に努めるとともに、一人ひとりの状況に応じた相談から活動に至る就労支援策を確立します。

〔主な施策・事業〕

施策・事業	内容	担当課
障害のある人への就労支援 (再掲)	ハローワーク、君津商工会議所、特別支援学校、障害福祉サービス事業者などの関係機関と連携を図るほか、障害のある人の就労相談や定着支援が必要な場合、国・県から委託・指定を受けている「障害者就業・生活支援センター エール」につなぐことで支援を行います。	障害福祉課

② 就労・訓練・活動への支援

○障害のある人一人ひとりの状況やライフステージに応じて「働く場」「訓練の場」「日中活動の場」での各活動が選択できるよう、相談支援体制を通じて支援を行うとともに、その仕組みづくりを進めます。

〔主な施策・事業〕

施策・事業	内容	担当課
障害福祉サービス費支給事業 (再掲)	障害福祉サービスの「就労継続支援」「自立訓練」などについて、提供事業者等との連携を図りながら、障害のある人へのサービスの提供、支援を行います。	障害福祉課

5 ライフステージに応じた支援

1～4では各取り組みを分野別にまとめて示しましたが、障害のある人等のライフステージに着目して支援に際しての課題と方向性をまとめると、以下のようになります。

(1) 乳幼児期（就学前）

【支援課題】

乳幼児期は、親子関係を中心に基本的な信頼関係を獲得するとともに、自立心が芽生え始める時期でもあります。

この時期は、乳幼児健康診査等で障害が分かり療育機関との関わりを持ちつつも、障害の受容と向き合う中で親が自分を責めてしまったり、家族がライフプランの変更を余儀なくされる等の状況がみられます。家族に対しては、親への支援だけでなく、障害のある子ども自身やその兄弟姉妹への支援も重要な課題になります。

また、発達障害の場合には、保育園や幼稚園で他の子どもたちと過ごす中で発達の遅れ等に気付くことも少なくなく、そうしたケースではその子の障害に見合った関わりが必要になり、保育園等と発達支援に関わる専門機関との連携が必要になります。

さらに、障害のある子どもに対しては、親がどのように関わってよいかわからなかったり、支援・指導の不足等により親の不適切な関わりや偏った育て方、虐待・育児放棄につながってしまう場合もあります。

支援の方向

母子保健、乳幼児健康診査を充実させるとともに、千葉県君津健康福祉センター（保健所）や千葉県君津児童相談所、医療機関等の関係機関との連携を確保し、障害の早期発見・早期療育の体制の充実を図ります。

福祉サービスを必要とする子どもに関しては、必要なときに必要なサービスを受けられるよう、「訪問系サービス」や「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」等さまざまな支援サービスの充実を図ります。

(2) 学齢期（おおむね6～17歳）

【支援課題】

学齢期は、就学とともに遊びや仲間づくりを通して、自分の気持ちを親以外の人に伝えたり、同世代の子どもたちとの関わりの中で対人関係や自己をコントロールすることを学んだりする時期です。

障害のある子どもの中には、普通学級に通っている子どもも多くいますが、特別支援学級に通っている子どもも多く、また、居住地域から離れた特別支援学校等に通っている子どももいます。障害のない子どもとの交流、また、地域の子どものとの交流の機会を確保していく必要があります。「交流・共同学習」が一層重要になります。

発達支援等の療育機関の多くは、利用の対象年齢を就学前までとしており、学齢期には、支援の主な担当が福祉分野から教育分野に移行していきます。療育に関連する支援機関による支援から、学校における支援へとスムーズに引き継ぎが行われていくことが必要で、その体制の整備をさらに進めていくことが課題です。

障害のある子どもの多くが、思春期に入っても親にほとんどのことを手伝ってもらわなければならない環境にあることから、心の成長とともにジレンマを抱えることも多く、一人ひとりの心の発達段階を見極めていくことが必要になります。

他方では、特別支援学校等では就労に向けた準備が進められ、訓練を行うことが求められますが、社会的な体験の機会や場が十分に用意されていなければ、自身の興味・関心に基づく「やりたいこと」にはつながっていきません。

精神保健の分野では、心の問題を抱えながら学校では必要なサポートを得られることなく“問題のある子ども”として扱われてしまう子どもが増えており、家族への支援を含めて学校が外部の機関等とも連携して取り組んでいくことが必要とされています。

支援の方向

障害のある子どもの特性や能力に応じて教育の機会を保障するとともに、「特別支援教育」をはじめ、障害のある子ども一人ひとりの個性や障害の状況に即した教育の充実を図り、障害のある子どもの豊かな人間性と望ましい人間関係の形成、障害のある子どもへの相談活動を通じた支援・指導に努めます。

小中学校における校舎等の段差解消やスロープ、多目的トイレの設置等、教育環境の整備を推進します。「放課後児童クラブ」等の充実、校庭や体育館の開放や余裕教室等の活用を進め、障害のある子どもの放課後や土日の居場所の確保に努めるとともに、発達障害等のある子どものための「特別支援教室」の設置等の検討を進めます。発達障害のある子の発達と円滑な社会生活を促進するため、障害を早期に発見し、支援を行います。

学校教育終了後の進路について、障害のある子どもとその保護者が安心して選択できるよう、学校での進路指導や進路別の訓練・指導の充実を図るとともに、保健・医療・福祉・労働の各分野の関係機関との連携の下に、障害のある子どもの状況等に応じて「働く場」「訓練の場」「日中活動の場」での活動のいずれかを選択できる仕組みの整備を進めます。

(3) 成人期（おおむね 18～64 歳まで）

【支援課題】

特別支援学校等を卒業後、就労する障害のある人も多くみられますが、就労環境の中で対人関係等に戸惑いを覚え、作業能力の不足によるというよりも対人関係のトラブル等で離職する人も少なくありません。また、企業等での就労を経験すること無く「福祉的就労」を続ける人も多くみられます。

また、徐々に親の年齢も高くなってくるとともに、家族環境にも変化がみられる時期であり、多様な支援が求められてきます。精神障害のある人については、この時期に発病することが少なくなく、医療機関や家庭だけで過ごしているケースもみられます。就学や就労、社会参加の機会を失ったまま成人期に移行し、精神科デイケアや地域生活支援センターの利用者には、他に活動の場がないという人が多くなるといった状況もうかがえます。交友関係についても支援者や障害・病気のある人同士に限られがちです。

さらに、就労や結婚などを通じて社会や家庭での役割を獲得していくことが想定される時期ですが、障害のある人の中には、変化が乏しい生活を送ることを余儀なくされたり、結婚して家庭を築く等の機会が得られず親元で過ごすことが本人にとっても家族にとっても当たり前になっている人が少なくありません。こうした中、その人なりに自立した暮らしを実現していくため、本人の自己選択・自己決定を大切にしながら将来に希望を見出せるような支援が求められています。

親が高齢化しても本人を支え続けたり、親が支えられなくなったときなどに、誰が本人を支援できるかなども課題となります。

支援の方向

障害のある人がその適性と能力に応じて可能な限り就労し、職業を通じて自立と社会参加を実現することを支援・促進します。また、特別支援学校卒業生や退院してもすぐに雇用には結び付かない回復途上の精神疾患のある人など、民間企業等での雇用は困難な障害・病気のある人のための「福祉的就労」等、活動の場や訓練の体制の充実を図ります。

また、障害のある人が地域の中で自立生活を営めるよう、地域生活への移行を支援・促進し、身近な所で相談支援が受けられる体制の整備を推進するとともに、地域生活支援拠点等や訪問系サービス、日中活動・住まいの場、さまざまな体験をする場や機会の充実に努めます。

障害のある人の社会参加を促進するため、障害のある人も参加できる芸術・文化活動、スポーツ・レクリエーション活動等のさまざまな機会を提供し、「生活の質」の向上に努めます。

(4) 高齢期（65歳以上）

【支援課題】

高齢期は、心身の衰えがみられ始める時期ですが、高齢期が長期化した現代社会においては、その過ごし方を豊かにしていくことが必要とされます。

障害のある人にとって高齢期は、障害以外の心身の衰えによる病気や介護の必要が新たに生じてくるため、例えば、グループホームで安定した生活を送ってきた人をグループホームでは支えきれなくなる、といった課題も発生する時期となっています。また、成人期以降、家族の介助や支援が受けられなくなった後の支援が地域に不足している現状がライフステージを通じた不安として家族の関わりのあり方に大きく影響を与えています。

支援の方向

障害の重度化を予防するため、リハビリテーションの充実を図るとともに、高齢期における健康づくりを促進・支援します。また、障害のある人やボランティアが多数参加し、楽しむことができる機会を提供して、障害のある人の社会参加を促進します。

生活機能の維持・回復や機能低下の防止を図るため、身近な所で相談が受けられる体制づくりを推進するとともに、生活上の介助・支援が必要な人に関しては、介護保険サービスや居宅支援サービスの基盤整備を推進し、障害福祉のサービスから介護保険のサービス等へスムーズに移行できるよう、十分な情報の提供等の支援に努めていきます。



第5章

障害福祉計画・障害児福祉計画
(各サービスの提供見込み等)

1 計画の成果目標（数値目標）

「障害福祉計画」・「障害児福祉計画」を策定するに当たって、国は「基本指針」を示しています。その中で、障害のある人や障害のある子どもの、障害福祉サービスや相談支援等の提供体制の整備や確保を図ることを目的として、「成果目標」を設定すべき事項を定めています。

■「成果目標」に関する国の考え方

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者の高齢化、重度化を踏まえ、

- ・平成 28 年度末時点における施設入所者の 9%以上を、同 32 年度末までに地域生活へ移行するとともに、
- ・平成 32 年度末時点における施設入所者を、同 28 年度末時点から 2%以上削減することを基本とする。

②精神障害にも対応した「地域包括ケアシステム」の構築

精神障害にも対応した「地域包括ケアシステム」の構築を目指して、「長期入院」への対応を進めること等を念頭に、成果目標を次の通り設定する。

- ・平成 32 年度末までに、全ての市町村に保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする（複数市町村による共同設置でも可）。

③地域生活支援拠点等の整備

市町村または各都道府県が定める障害福祉圏域において、平成 32 年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも 1 つ整備することを基本とする。

④福祉施設から一般就労への移行等

- ・平成 32 年度中に、「就労移行支援」事業等を通じた一般就労への移行者数を、同 28 年度実績の 1.5 倍以上にすることを基本とする。
- ・平成 32 年度末における「就労移行支援」利用者数を、同 28 年度末実績から 2 割以上増加させることを目指す。
- ・就労移行率 3 割以上である「就労移行支援」事業所を、平成 32 年度末までに全体の 5 割以上とすることを目指す。
- ・各年度における「就労定着支援」による支援開始から 1 年後の職場定着率を、80%以上とすることを基本とする。

⑤障害児支援の提供体制の整備等

- ・平成 32 年度末までに、「児童発達支援センター」を各市町村に少なくとも 1 か所以上設置すること（圏域での設置でも可）を基本とする。

- 平成 32 年度末までに、全ての市町村で「保育所等訪問支援」を利用できる体制を構築することを基本とする。
- 平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する「児童発達支援」事業所及び「放課後等デイサービス」事業所を、各市町村に少なくとも1か所以上確保すること（圏域での確保でも可）を基本とする。
- 平成 30 年度末までに、各都道府県、各圏域、各市町村で保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することを基本とする。（市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での圏域での設置でも可。）

上記の指針を踏まえ、障害のある人の地域生活への移行や就労支援、障害児支援の充実等を計画的に進めるため、本市の成果目標（数値目標）を以下のように設定します。

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	目標値	備考（考え方）
平成 28 年度末入所者数（A）	93 人	（平成 29 年 3 月 31 日の数）
【目標値】（B）地域生活移行	9 人 （9.7%）	（A）のうち、平成 32 年度末までに地域生活へ移行する人の目標数
新たな施設入所支援利用者（C）	7 人	平成 32 年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込み
平成 32 年度末の入所者数（D）	91 人	平成 32 年度末の利用人員見込み（A-B+C）
【目標値】（E）入所者削減見込み	2 人 （2.2%）	差し引き減少見込み数（A-D）

（２）精神障害にも対応した「地域包括ケアシステム」の構築

項目	目標値	備考（考え方）
【目標値】保健・医療・福祉関係者による協議の場（協議会等）	設置	他市町村の動向も踏まえ、設置方法について検討を行い、平成 32 年度末までに設置することを目標とします。

※本市では、平成 32 年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を 15 名とします。

（基盤整備量とは、千葉県が国の基本指針に基づき算定した、長期入院精神障害者のうち地域生活への移行が可能であるとして設定した数値）

（３）地域生活支援拠点等の整備

項目	目標値	備考（考え方）
【目標値】拠点数	1 か所	他市町村の動向も踏まえ、整備方法について検討を行い、平成 32 年度末までに整備することを目標とします。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

項目	目標値	備考（考え方）
平成 28 年度の年間一般就労者数	3人	平成 28 年度において、一般就労した人の数
【目標値】年間一般就労者数	5人	平成 32 年度中に、「就労移行支援」事業等を通じて一般就労すると見込まれる人の数
【目標値】÷平成 28 年度実績	1.67 倍	

項目	目標値	備考（考え方）
平成 28 年度の「就労移行支援」利用者数	22 人	平成 28 年度において、「就労移行支援」を利用した人の数
【目標値】「就労移行支援」利用者数	27 人	平成 32 年度末において、「就労移行支援」を利用すると見込まれる人の数

項目	目標値	備考（考え方）
【目標値】平成 32 年度末の就労移行率 30%以上の事業所の割合	100%	事業所開設があった場合、左記を目標とします。
【目標値】各年度「就労定着支援」による支援開始 1 年後の職場定着率	80%	事業所開設があった場合、左記を目標とします。

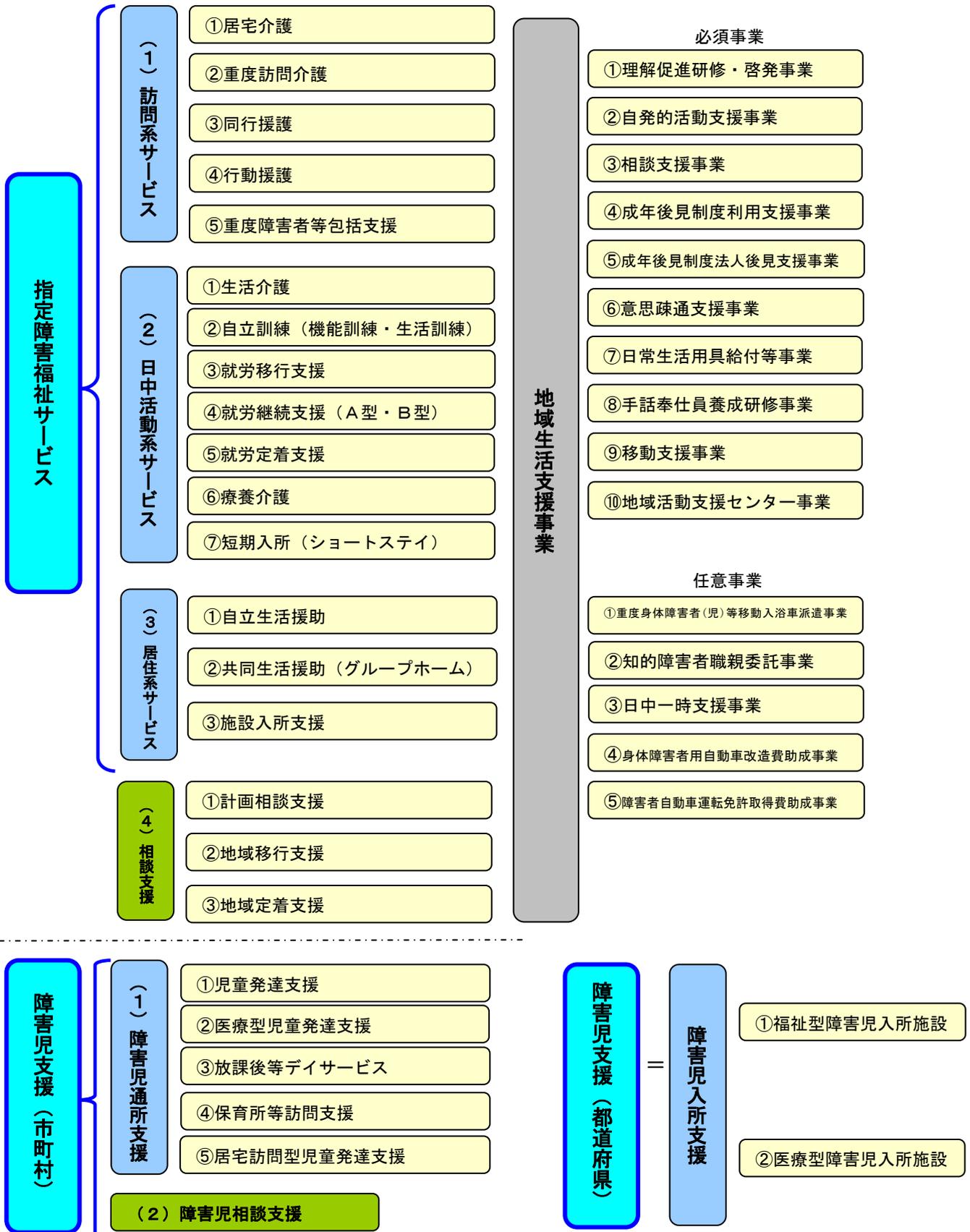
※なお、本市には就労移行支援事業所がないことから、その事業者の確保を目標とします。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

項目	目標値	備考（考え方）
【目標値】・「 <u>児童発達支援センター</u> 」 ・「 <u>保育所等訪問支援</u> 」 主に重症心身障害児を支援する ・「 <u>児童発達支援</u> 」 ・「 <u>放課後等デイサービス</u> 」 設置数	各施設 1 か所	現在、対応する施設として、君津郡市広域市町村圏事務組合にて運営する『きみつ愛児園』が「児童発達支援センター」「保育所等訪問支援」を設置、また、市内にある民間事業所で「児童発達支援」「放課後等デイサービス」が既に設置されています。

項目	目標値	備考（考え方）
【目標値】保健・医療・障害福祉・ 保育・教育等関係者による <u>協議の場（協議会等）</u>	設置	他市町村の動向も踏まえ、設置方法について検討を行い、平成 30 年度末までに設置することを目標とします。

2 障害福祉サービス等の体系



3 各サービスを提供する市内事業所数

市内に施設を設置し、サービスを提供する事業所数（平成29年10月1日現在）

サービスの種類	サービス名	事業所数
日中活動系サービス	生活介護	7（うち基準該当2）※1
	療養介護	0
	短期入所(ショートステイ)	3
	自立訓練(機能訓練)	1（うち基準該当1）※1
	自立訓練(生活訓練)	1（うち基準該当1）※1
	就労移行支援	0
	就労継続支援(A型・雇atype)	0
	就労継続支援(B型・非雇atype)	5
居住系サービス	施設入所支援	2
	共同生活援助(グループホーム)	20
相談支援	計画相談支援	6
	障害児相談支援	6
指定通所支援 (障害児通所支援)	児童発達支援	4
	放課後等デイサービス	5
	医療型児童発達支援	0
地域生活支援事業	地域活動支援センターⅠ型	0 ※2
	地域活動支援センターⅡ型	0
	地域活動支援センターⅢ型	1
	日中一時支援	7

※1 基準該当＝障害福祉サービス事業者として県の指定は受けていないが、介護保険事業所等としてサービスを提供しており、人員、設備、運営等に関する一定の基準を満たす障害福祉サービスを提供できる施設として市に登録されている「基準該当障害福祉サービス事業所」。

※2 地域活動支援センターⅠ型は、君津圏域4市（君津市、木更津市、富津市、袖ヶ浦市）の共同委託で袖ヶ浦市に1か所設置。

※3 訪問系サービスは除く。

4 障害福祉サービスの給付実績と見込み

障害福祉サービスとは、障害者総合支援法に規定する、障害のある人（子ども）に提供される支援の総称です。

本項では、障害福祉サービスの平成 27 年度から同 29 年度まで実績を示すとともに、平成 30 年度から同 32 年度までに必要な見込み量を、国の基本指針を踏まえ、設定しています。

(1) 訪問系サービス

① サービスの種類と内容

サービス名	サービス内容
居宅介護	ホームヘルパーが障害のある人の居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護や調理・洗濯・掃除等の家事並びに生活等に関する相談助言など生活全般にわたる支援を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由のある人や重度の知的、精神障害のために行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、居宅介護や生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する人などに、外出時において必要な視覚的情報の支援や移動の援護、排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。
行動援護	知的障害や精神障害により行動に著しい困難を有する人などに、行動する際に生じる危険回避のための支援や、外出時における移動中の介護その他必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする重度の障害のある人または障害のある子どもで、寝たきり状態等の介護の必要性が著しく高い人に、「居宅介護」等複数のサービスの包括的な支援を行います。

② 第 4 期の実績

(単位 上段：時間/月、下段：人/月)

区 分	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
	実績 (A)	見込み (B)	実施率 (A/B)	実績 (A)	見込み (B)	実施率 (A/B)	実績 (A)	見込み (B)	実施率 (A/B)
居宅介護	2,350	2,357	99.7%	2,188	2,451	89.3%	2,147	2,548	84.3%
	134	138	97.1%	119	143	83.2%	112	149	75.2%
重度訪問介護	403	532	75.8%	529	752	70.3%	628	972	64.6%
	1	1	100.0%	2	2	100.0%	2	3	66.7%

同行援護	534	533	100.2%	460	582	79.0%	488	631	77.3%
	32	34	94.1%	28	38	73.7%	29	41	70.7%
行動援護	9	29	31.0%	0.4	38	1.1%	2	48	4.2%
	1	3	33.3%	1	4	25.0%	1	5	20.0%
重度障害者等	0	364	0.0%	0	364	0.0%	0	364	0.0%
包括支援	0	1	0.0%	0	1	0.0%	0	1	0.0%

※平成 29 年度の「実績」は、見込みです。

また、実績や見込みについては、本市がサービス決定をした利用者の数値であり、本市にある施設の利用者だけではなく、他市にある施設の利用者も含まれています。

(本項において以下、同様。)

「第 4 期計画期間」(平成 27～29 年度)における「訪問系サービス」の利用実績をみると、「居宅介護」では、平成 27 年度の利用時間はほぼ見込み通りでしたが、利用人数は見込みをやや下回りました。その後、平成 28・29 年度は、利用時間・利用人数とも見込みを下回る結果となりました。

「重度訪問介護」では、利用人数についてはほぼ見込み通りとなりましたが、利用時間については、3 か年とも実績が見込みをかなり下回っています。

「同行援護」では、初年度を除いて利用時間・利用人数とも実績が見込みをかなり下回る結果となっています。

「行動援護」では、各年度とも利用人数は 1 人とどまっておき、利用時間も併せて見込みを大きく下回る結果になっています。

「重度障害者等包括支援」は、見込みを設定していましたが、利用はありませんでした。

③ 本計画における見込み量と今後の方策

◇見込み量

(単位 上段：時間/月、下段：人/月)

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅介護	2,190	2,271	2,354
	115	119	124
重度訪問介護	564	613	665
	2	2	3
同行援護	491	520	551
	29	30	31
行動援護	13	26	39
	1	2	3
重度障害者等 包括支援	364	364	364
	1	1	1

◇訪問系サービスの今後の方策

サービス提供事業者には、障害特性について理解したヘルパーの確保・養成を促すなど、障害のある人とその家族が安心して暮らせるよう、各サービスの充実と提供体制の確保に努めます。



(2) 日中活動系サービス

① サービスの種類と内容

サービス名	サービス内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、日中、食事や入浴・排せつ等の介護を行うとともに、軽作業等の生産活動や創作的活動の場を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	身体障害のある人または難病等対象者に、地域生活を営むことができるよう、期限を設けた「支援計画」に基づき、身体的リハビリテーションや日常生活に関する訓練等の支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障害または精神障害のある人に、地域生活を営むことができるよう、期限を設けた「支援計画」に基づき、日常生活能力を向上させるための支援や生活等に関する相談、助言等を行います。
就労移行支援	一般企業への就労を希望する人などに、期限を設けた「支援計画」に基づき、就労に必要な知識と能力の向上のために必要な訓練や、求職活動に関する支援等を行います。
就労継続支援 (A型・雇成型)	一般企業での就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般企業での就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (B型・非雇成型)	一般企業での就労が困難な人に、就労や生産活動の機会を提供する（雇用契約は結ばない）とともに、知識や能力の向上・維持のために必要な訓練を行います。
就労定着支援 平成30年度からの新サービス	障害のある人本人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題の解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療的ケアが必要で常に介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話を行います。
短期入所 (ショートステイ)	介護する人が疾病等の理由で自宅で介護できないときに、障害者支援施設等に短期間入所し、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

② 第4期の実績

(単位 上段：人日/月、下段：人/月)

区 分	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	実績 (A)	見込み (B)	実施率 (A/B)	実績 (A)	見込み (B)	実施率 (A/B)	実績 (A)	見込み (B)	実施率 (A/B)
生活介護	3,670	3,664	100.2%	3,905	3,817	102.3%	4,135	3,970	104.2%
	201	191	105.2%	207	199	104.0%	218	207	105.3%
自立訓練 (機能訓練)	0	22	0.0%	6	22	27.3%	6	44	13.6%
	0	1	0.0%	2	1	200.0%	2	2	100.0%

自立訓練	116	184	63.0%	82	223	36.8%	95	263	36.1%
(生活訓練)	12	17	70.6%	8	21	38.1%	9	24	37.5%
就労移行支援	219	398	55.0%	267	501	53.3%	326	603	54.1%
	25	31	80.6%	22	39	56.4%	24	47	51.1%
就労継続支援	67	83	80.7%	116	103	112.6%	133	122	109.0%
(A型)	3	4	75.0%	9	5	180.0%	12	6	200.0%
就労継続支援	1,520	1,480	102.7%	2,290	1,643	139.4%	2,530	1,806	140.1%
(B型)	102	112	91.1%	147	124	118.5%	160	137	116.8%
療養介護	183	229	79.9%	166	229	72.5%	161	258	62.4%
	6	8	75.0%	6	8	75.0%	6	9	66.7%
短期入所	402	417	96.4%	452	429	105.4%	427	441	96.8%
(ショートステイ)	71	71	100.0%	70	73	95.9%	71	75	94.7%

※「人日」＝「月間の利用人員」×「一人1か月あたりの平均利用日数」
(本項において以下、同様。)

「第4期計画期間」(平成27～29年度)における利用実績をみると、「生活介護」では、利用人数・利用人数とも、見込みを若干上回る利用が続いています。

「自立訓練(機能訓練)」では、利用人数については見込みに近い利用状況となっておりますが、利用人数については、実績が見込みを大きく下回っています。

「自立訓練(生活訓練)」では、実績が見込みを下回り、平成27年度は見込み量の60～70%程度の利用となりましたが、同28・29年度には、見込みに対して30%台の利用人数・利用人数となっています。

「就労移行支援」では、実績が見込みを大きく下回り、見込み量の半分強の利用人数・利用人数となっています。

「就労継続支援(A型)」では、平成27年度は見込みを下回る利用状況でしたが、同28・29年度では利用が見込みを上回り、特に人数では大きく上回っています。

「就労継続支援(B型)」でも、同28・29年度は実績が見込みを上回っており、特に利用人数は、見込みよりも約4割多い利用状況になっています。

「療養介護」では、利用人数・利用人数とも実績が見込みを下回り、かつ利用人数については年々減少の傾向を示しています。

「短期入所」では、ほぼ計画通りの利用(利用人数・利用人数)となっています。

③ 本計画における見込み量と今後の方策

◇見込み量

(単位 上段：人日/月、下段：人/月)

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
生活介護	4,342	4,559	4,788
	229	243	258
自立訓練 (機能訓練)	34	51	68
	2	3	4
自立訓練 (生活訓練)	83	97	113
	9	10	11
就労移行支援	365	404	443
	28	33	37
就労継続支援(A型)	135	154	177
	15	17	19
就労継続支援(B型)	2,796	3,089	3,414
	175	191	208
就労定着支援	10	15	20
	2	3	4
療養介護	166	166	194
	6	6	7
短期入所 (福祉型)	414	476	548
	66	76	88
短期入所 (医療型)	14	17	21
	4	5	6

◇日中活動系サービスの今後の方策

障害のある人の希望するサービスや障害の状態に合わせたサービスを選択できるようにそれぞれのサービスの利用希望者を的確に把握するなど、「日中活動の場」の整備に努めます。

(3) 居住系サービス

① サービスの種類と内容

サービス名	サービス内容
自立生活援助 平成30年度からの新サービス	障害のある人の理解力、生活力等を補う観点から、一定の期間、定期的な巡回訪問や随時の対応により、適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間において共同生活を営む住居で、相談・入浴・排せつ・食事の介護等の日常生活の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。(18歳未満は児童福祉法に基づく施設給付の対象となります。)

② 第4期の実績

(単位：人/月)

区 分	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	実績 (A)	見込み (B)	実施率 (A/B)	実績 (A)	見込み (B)	実施率 (A/B)	実績 (A)	見込み (B)	実施率 (A/B)
共同生活援助 (グループホーム)	69	76	90.8%	67	86	77.9%	70	96	72.9%
施設入所支援	95	91	104.4%	94	89	105.6%	93	86	108.1%

「第4期計画期間」(平成27~29年度)における利用実績をみると、「共同生活援助」では、例年実績値が見込みを下回る状況が続いています。

「施設入所支援」では、見込みを上回る結果の年が続いており、福祉施設の入所者が地域生活への移行が進んでいない状況があります。

③ 本計画における見込み量と今後の方策

◇見込み量

(単位：人/月)

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立生活援助	1	2	3
共同生活援助 (グループホーム)	73	76	79
施設入所支援	90	87	84

◇居住系サービスの今後の方策

利用者ニーズを踏まえ、施設の計画的な配置・整備を進めるとともに、市内・近隣の施設との連携強化を図り、見込みに対応した提供体制の確保に努めます。また、グループホームの家賃助成を引き続き実施していきます。

(4) 相談支援

① サービスの種類と内容

サービス名	サービス内容
計画相談支援	指定障害福祉サービスまたは地域相談支援（「地域移行支援」、「地域定着支援」）を利用するすべての人に、「サービス等利用計画」を作成し、ケアマネジメントを通じて支援を行います。
地域移行支援	障害者支援施設や保護施設、矯正施設等に入所している人または精神科病院に入院している人に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する人について、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に訪問や相談等の必要な支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用するすべての児童に「障害児支援利用計画」を作成し、ケアマネジメントを通じて支援を行います。

② 第4期の実績

(単位：人/年)

区分	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	実績 (A)	見込み (B)	実施率 (A/B)	実績 (A)	見込み (B)	実施率 (A/B)	実績 (A)	見込み (B)	実施率 (A/B)
計画相談支援	661	998	66.2%	812	1,058	76.7%	960	1,118	85.9%
地域移行支援	2	2	100.0%	0	2	0.0%	1	3	33.3%
地域定着支援	0	2	0.0%	0	2	0.0%	1	3	33.3%
障害児相談支援	182	254	71.7%	258	278	92.8%	396	302	131.1%

「第4期計画期間」（平成27～29年度）における利用実績をみると、「計画相談支援」では、3か年とも、利用が見込みを下回る状況になっています。

「地域移行支援」では、平成27年度に見込み通り2人の利用がありましたが、同28年度～29年度は見込みを下回る利用状況になっています。

「地域定着支援」では、3か年とも、利用が見込みを下回る状況になっています。

「障害児相談支援」では、平成27・28年度は実績が見込みを下回る利用状況でしたが、同29年度は利用実績が見込みを上回っています。

③ 本計画における見込み量と今後の方策

◇見込み量

(単位：人/月)

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援	87	94	101
地域移行支援	2	3	3
地域定着支援	2	3	3
障害児相談支援	40	47	54

◇相談支援の今後の方策

「サービス等利用計画」、「障害児支援利用計画」の作成を促進するため、各関係機関間のネットワーク強化や相談支援専門員の資質の向上を図り、地域の相談支援の体制の整備・充実に努めていきます。



(5) 指定通所支援（障害児通所支援）

① サービスの種類と内容

サービス名	サービス内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能に障害のある子どもについて、「児童発達支援」（日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等）と治療を行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後又は学校の休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等の集団生活を営む施設を訪問し、障害のある子ども以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援 平成 30 年度からの新サービス	重度の障害のある子どもについて、自宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

② 第 4 期の実績

（単位 上段：人日/月、下段：人/月）

区 分	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
	実績 (A)	見込み (B)	実施率 (A/B)	実績 (A)	見込み (B)	実施率 (A/B)	実績 (A)	見込み (B)	実施率 (A/B)
児童発達支援	497	412	120.6%	424	425	99.8%	440	439	100.2%
	39	30	130.0%	37	31	119.4%	40	32	125.0%
医療型児童発達支援	1	6	16.7%	1	12	8.3%	1	18	5.6%
	1	1	100.0%	1	2	50.0%	1	3	33.3%
放課後等デイサービス	891	866	102.9%	1,076	916	117.5%	1,603	967	165.8%
	87	91	95.6%	103	96	107.3%	115	101	113.9%
保育所等訪問支援	0	2	0.0%	0	4	0.0%	0	6	0.0%
	0	1	0.0%	0	2	0.0%	0	3	0.0%

「第 4 期計画期間」（平成 27～29 年度）における利用実績をみると、「児童発達支援」では、各年度ともに同程度の利用状況となっており、おおむね見込みを上回っています。

「医療型児童発達支援」では、各年度に実際に利用があったものの、見込みよりはかなり少ない利用となっています。

「放課後等デイサービス」では、利用人日・利用人数ともに増加傾向で推移しており、おおむね見込みを上回っています。

「保育所等訪問支援」は、各年度に利用を見込んでいましたが、実際の利用はありませんでした。

③ 本計画における見込み量と今後の方策

◇見込み量

(単位 上段：人日/月、下段：人/月)

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	474	496	518
	44	49	54
医療型児童発達支援	5	5	10
	1	1	2
放課後等デイサービス	1,796	2,012	2,253
	128	143	159
保育所等訪問支援	5	5	10
	1	1	2
居宅訪問型児童発達支援	5	5	10
	1	1	2

(単位：人)

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター の配置人数	1	1	2

◇指定通所支援（障害児通所支援）の今後の方策

- 障害のある子どもが必要な支援を受けることができるよう、教育・保育等の関係機関と連携し、療育の場の充実に努めます。また、見込量に対応した提供体制の確保に努めます。
- 医療的ケアを必要とする障害のある子どもへの関連各分野からの支援を調整するコーディネーターの配置に努めます。

5 地域生活支援事業の実績と見込み

地域生活支援事業とは、障害者総合支援法に規定される各都道府県及び市町村が行う事業の総称で、障害福祉サービスと異なり全国統一ではなく、地域の特性や利用者の状況に応じた事業形態で実施されます。また、本項でも前項と同じく、平成 27 年度から同 29 年度まで実績を示すとともに、平成 30 年度から同 32 年度までに必要な見込み量を、国の基本指針を踏まえ、設定しています。

(1) 必須事業

① サービスの種類と内容

サービス名	サービス内容	対象者
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障害のある人への理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行います。	すべての市民
自発的活動支援事業	障害のある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策活動、ボランティア活動等）に対して支援を行います。	すべての市民
相談支援事業	障害のある人やその家族等の総合的な相談窓口として必要な情報提供や助言、関係機関との連絡調整などを行い、自立した社会生活や日常生活が営めるよう支援します。希望により自宅を訪問しての相談にも対応します。	障害のある人（子ども）とその家族 難病患者等とその家族
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用等の観点から、「成年後見制度」の利用を支援することにより、障害のある人の権利擁護を図ることを目的とするもので、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）と後見人等の報酬の全部または一部を助成するものです。	障害福祉サービスを利用しまたは利用しようとする知的障害のある人または精神障害のある人であり、後見人等の報酬等、必要となる経費の一部について助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる人
成年後見制度法人後見支援事業	「成年後見制度」における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた「法人後見」の活動を支援します。	法人後見実施団体または法人後見の実施を予定している団体等

意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある人を支援するために、手話通訳や要約筆記等を行う人の派遣等を行います。	聴覚・言語機能・音声機能・視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人（子ども）
日常生活用具給付等事業	障害により日常生活を営むのに支障がある人（子ども）の日常生活を容易にするため、障害に応じた用具の給付が受けられます。	身体障害のある人（子ども） 知的障害のある人（子ども） 精神障害のある人 難病患者等
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害のある人等との交流活動の促進等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した「手話奉仕員」の養成・研修を行います。	市が適当と認めた人
移動支援事業	社会生活上不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出について支援が受けられます。 ただし、障害者総合支援法によるその他の外出介護サービス・介護保険の外出介護サービスが受けられる方については該当する各制度が優先されます。	視覚障害のある人（子ども） 知的障害のある人（子ども） 精神障害のある人（子ども） ※全身性障害のある人（子ども） （「重度訪問介護」対象者以外）
地域活動支援センター事業	創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など多様な活動の場を利用することができます。	身体障害のある人（子ども） 知的障害のある人（子ども） 精神障害のある人（子ども） 難病患者等

② 相談支援事業

《第4期の実績》

（単位：か所）

区 分	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
	実績 (A)	見込み (B)	実施率 (A/B)	実績 (A)	見込み (B)	実施率 (A/B)	実績 (A)	見込み (B)	実施率 (A/B)
障害者相談支援事業	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%
地域自立支援協議会	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
市町村相談支援機能強化事業	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%

「相談支援事業」については、見込み通りの実績となっています。

《本計画における見込み量》

(単位：か所)

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障害者相談支援事業	2	2	2
地域自立支援協議会	1	1	1
市町村相談支援機能強化事業	1	1	1

「障害者相談支援事業」については、今後も継続して実施し、必要な支援を行います。

「地域自立支援協議会」についても、現在の体制を強化し、障害福祉分野の推進に向けた組織の充実に努めていきます。

「市町村相談支援機能強化事業」は、専門的な相談員による相談支援機能の強化を図るため、今後も実施します。

また、障害者総合支援法に規定のある、地域における相談支援の中核的な役割を担う、「基幹相談支援センター」の設置については、本市の状況や他市町村の動向も考慮しながら検討を行います。

③ 成年後見制度利用支援事業

《第4期の実績》

(単位：人/年)

区 分	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
	実績 (A)	見込み (B)	実施率 (A/B)	実績 (A)	見込み (B)	実施率 (A/B)	実績 (A)	見込み (B)	実施率 (A/B)
成年後見制度利用支援事業	0	2	0.0%	3	2	150.0%	2	3	66.7%

平成 27 年度は利用がありませんでしたが、同 28 年度に 3 人、29 年度に 2 人利用の実績となっています。

《本計画における見込み量》

(単位：人/年)

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
成年後見制度利用支援事業	2	2	3

利用実績等を踏まえて、本計画期間においては、平成 30、31 年度に年間各 2 人、同 32 年度に年間 3 人の利用を見込みます。

④ 意思疎通支援事業

《第4期の実績》

(単位 上段：件/年 下段：人)

区 分	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
	実績 (A)	見込み (B)	実施率 (A/B)	実績 (A)	見込み (B)	実施率 (A/B)	実績 (A)	見込み (B)	実施率 (A/B)
手話通訳者派遣事業	10	25	40.0%	11	29	37.9%	13	33	39.4%
聴覚障害者相談事業	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%

「手話通訳者派遣事業」については、各年度、見込み量に対しておおむね4割程度の利用実績となっています。

「聴覚障害者相談事業」については、見込み通りの実績となっています。

《本計画における見込み量》

(単位 上段：件/年 下段：人)

サービス名	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話通訳者派遣事業	15	18	21
聴覚障害者相談事業	1	1	1

「手話通訳者派遣事業」のサービス量については、本計画期間中、増加傾向で推移することを予測し、平成 32 年度には 21 件の派遣を見込みます。

また、「聴覚障害者相談事業」のサービスについては、今後も手話通訳者 1 名を設置していくこととします。



⑤ 日常生活用具給付等事業

《第4期の実績》

(単位：件/年)

区 分	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
	実績 (A)	見込み (B)	実施率 (A/B)	実績 (A)	見込み (B)	実施率 (A/B)	実績 (A)	見込み (B)	実施率 (A/B)
介護・訓練支援用具	2	7	28.6%	15	7	214.3%	7	8	87.5%
自立生活支援用具	6	17	35.3%	16	18	88.9%	14	19	73.7%
在宅療養等支援用具	20	22	90.9%	16	23	69.6%	19	24	79.2%
情報・意思疎通支援用具	18	22	81.8%	17	23	73.9%	17	24	70.8%
排せつ管理支援用具	1,806	1,640	110.1%	1,989	1,650	120.5%	2,084	1,650	126.3%
住宅改修費	2	6	33.3%	2	6	33.3%	5	7	71.4%
合 計	1,854	1,714	108.2%	2,055	1,727	119.0%	2,146	1,732	123.9%

「日常生活用具給付等事業」については、実施率にサービスごと、年度ごとのばらつきがあるものの、「排せつ管理支援用具」で、件数及び見込み量に対する実績値の伸びが多く、全体としては、計画値を少し上回る利用状況になっています。

《本計画における見込み量》

(単位：件/年)

サービス名	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護・訓練支援用具	7	7	8
自立生活支援用具	15	16	17
在宅療養等支援用具	20	21	22
情報・意思疎通支援用具	17	18	19
排せつ管理支援用具	2,263	2,457	2,667
住宅改修費	5	5	6
合 計	2,327	2,524	2,739

「日常生活用具給付等事業」の各サービスについては、合計利用量が最大となった平成 29 年度の実績を勘案しながら増加基調で見込み、同 32 年度に 2,739 件とします。

⑥ 移動支援事業

《第4期の実績》

(単位：か所、時間/月、人/月)

区 分	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
	実績 (A)	見込み (B)	実施率 (A/B)	実績 (A)	見込み (B)	実施率 (A/B)	実績 (A)	見込み (B)	実施率 (A/B)
事業者数	26	26	100.0%	23	26	88.5%	23	27	85.2%
延べ利用時間数	360	429	83.9%	343	466	73.6%	301	518	58.1%
利用者数	41	58	70.7%	35	63	55.6%	30	70	42.9%

「移動支援事業」については、視覚障害のある利用者が指定障害福祉サービスの「同行援護」へ移行した影響もあり、事業所数は横ばいであるものの、利用時間・利用人数はともに大きく減少しています。

《本計画における見込み量》

(単位：か所、時間/月、人/月)

サービス名	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
事業者数	23	24	25
延べ利用時間数	321	341	361
利用者数	32	34	36

利用実績は減少していますが、事業者数の増加や利用者の意向等を勘案し、平成 32 年度には1か月当たり 361 時間と、増加傾向での推移を見込みます。



⑦ 地域活動支援センター事業

《第4期の実績》

(単位 上段：人/月、下段：か所)

区 分	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
	実績 (A)	見込み (B)	実施率 (A/B)	実績 (A)	見込み (B)	実施率 (A/B)	実績 (A)	見込み (B)	実施率 (A/B)
地域活動支援センター (Ⅰ型)	8	12	66.7%	8	14	57.1%	12	16	75.0%
	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
地域活動支援センター (Ⅱ型)	6	12	50.0%	6	14	42.9%	6	16	37.5%
	1	2	50.0%	1	2	50.0%	1	2	50.0%
地域活動支援センター (Ⅲ型)	24	17	141.2%	23	19	121.1%	25	21	119.0%
	6	7	85.7%	6	7	85.7%	6	7	85.7%

「Ⅰ・Ⅱ型」の各サービスについては、各年度とも利用人数の実績が見込みを下回っています。「Ⅲ型」については、各年度とも利用人数の実績が見込みを上回っています。

《本計画における見込み量》

(単位 上段：人/月、下段：か所)

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域活動支援センター (Ⅰ型)	12	13	14
	1	1	1
地域活動支援センター (Ⅱ型)	6	7	8
	1	1	1
地域活動支援センター (Ⅲ型)	27	29	31
	7	7	7

利用実績等を踏まえて、「地域活動支援センター事業」の実施か所数と1か月当たりの利用人数を以上のように見込みます。

⑧ その他事業

《本計画における見込み等》

第4期計画期間から新たに必須となった事業のうち、「手話奉仕員養成研修事業」については、平成 26 年度から君津地域4市合同で養成事業を開始しており、継続して事業を推進して手話奉仕員を養成していきます。

「理解促進研修・啓発事業」については、「健康と福祉のふれあいまつり」や「障害者週間」に関する催事などにより障害のある人とふれあうイベントや障害のある人に関する啓発を行っているところであり、「障害者地域自立支援協議会」や障害者団体などの連携により、さらに一步踏み込んだ事業を検討して地域住民への働きかけを強化し

ていきます。

「自発的活動支援事業」については、障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人やその家族等による地域における自発的な取り組み（ピアサポート、ボランティア活動等）に対して支援に努めていきます。

「成年後見制度法人後見支援事業」については、「君津市社会福祉協議会」による法人後見制度の導入を働きかけるなどして、その実現を目指します。

(2) 任意事業

① サービスの種類と内容

サービス名	サービス内容	対象者
重度身体障害者(児)等移動入浴車派遣事業	家庭において入浴することが困難な在宅の重度身体障害のある人（子ども）等の自宅へ移動入浴車を派遣し、室内で入浴のサービスが受けられます。	身体障害者手帳1級・2級で日常生活のほとんどに介護を必要とし、医師が入浴可能と認める人（子ども）
知的障害者職親委託事業	知的障害のある人を一定期間、職親に預け、生活指導・技能習得訓練等を行い、就職に必要な素地を養い、雇用の促進と職業における定着を図ります。	18歳以上の知的障害のある人
日中一時支援事業	保護者や家族等介護者の就労支援と一時的な休息のため、障害のある人等が日中活動の場を利用することができます。	身体障害のある人（子ども） 知的障害のある人（子ども） 精神障害のある人（子ども） 難病患者等
身体障害者用自動車改造費助成事業	身体障害のある人が自動車を取得するとき、その自動車の改造に要する費用の助成が受けられます。	身体障害者手帳の交付を受け、肢体不自由の1級又は2級に該当する障害を有するもの
障害者自動車運転免許取得費助成事業	自動車運転免許を取得する身体障害のある人が、教習費用の一部補助を受けられます。	普通自動車運転免許普通自動車免許又は準中型自動車免許を取得した身体障害者手帳1～4級と療育手帳の所持者

② 重度身体障害者(児)等移動入浴車派遣事業

《第4期の実績》

(単位：登録人数/年)

区 分	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
	実績 (A)	見込み (B)	実施率 (A/B)	実績 (A)	見込み (B)	実施率 (A/B)	実績 (A)	見込み (B)	実施率 (A/B)
重度身体障害者(児)等 移動入浴車派遣事業	9	6	150.0%	10	7	142.9%	11	7	157.1%

登録者数は、平成 29 年度に 11 人で、見込みを上回る推移となっています。

《本計画における見込み量》

(単位：登録人数/年)

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
重度身体障害者(児)等 移動入浴車派遣事業	12	13	14

ここ数年の利用実績を踏まえて、平成 32 年度には 14 人の利用を見込みます。

③ 知的障害者職親委託事業

《第4期の実績》

(単位：人/年)

区 分	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
	実績 (A)	見込み (B)	実施率 (A/B)	実績 (A)	見込み (B)	実施率 (A/B)	実績 (A)	見込み (B)	実施率 (A/B)
知的障害者職親委託 事業	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%

各年度とも、見込み通りの利用者数となっています。

《本計画における見込み量》

(単位：人/年)

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
知的障害者職親委託 事業	2	2	2

利用状況を踏まえて、平成 30 年度以降、各年度それぞれ 2 人の利用を見込みます。

④ 日中一時支援事業

《第4期の実績》

(単位 上段：利用者数/月、下段：利用日数/月)

区 分	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
	実績 (A)	見込み (B)	実施率 (A/B)	実績 (A)	見込み (B)	実施率 (A/B)	実績 (A)	見込み (B)	実施率 (A/B)
日中一時支援事業	51	42	121.4%	57	44	129.5%	64	46	139.1%
	108	101	106.9%	121	106	114.2%	133	110	120.9%

利用者数・利用日数とも、各年度で見込みを上回る利用実績となっています。

《本計画における見込み量》

(単位 上段：利用者数/月、下段：利用日数/月)

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
日中一時支援事業	67	69	71
	135	140	143

利用状況を踏まえて、平成 32 年度には1か月当たり延べ 143 日の利用と、増加を見込みます。

⑤ 身体障害者用自動車改造費助成事業

《第4期の実績》

(単位：件/年)

区 分	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
	実績 (A)	見込み (B)	実施率 (A/B)	実績 (A)	見込み (B)	実施率 (A/B)	実績 (A)	見込み (B)	実施率 (A/B)
身体障害者用自動車 改造費助成事業	1	3	33.3%	1	3	33.3%	2	3	66.7%

利用件数は、各年度とも見込みを下回る実績となっています。

《本計画における見込み量》

(単位：件/年)

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
身体障害者用自動車 改造費助成事業	3	3	3

利用件数が最終年度に増加したことを踏まえて、平成 30 年度以降も、各年度それぞれ3件の利用を見込みます。

⑥ 障害者自動車運転免許取得費助成事業

《第4期の実績》

(単位：件/年)

区 分	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
	実績 (A)	見込み (B)	実施率 (A/B)	実績 (A)	見込み (B)	実施率 (A/B)	実績 (A)	見込み (B)	実施率 (A/B)
障害者自動車運転免許 取得費助成事業	1	3	33.3%	1	3	33.3%	3	3	100.0%

平成 27、28 年度は見込みを下回ったものの、同 29 年度には見込み通りの利用となっています。

《本計画における見込み量》

(単位：件/年)

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障害者自動車運転免許 取得費助成事業	3	3	3

これまでの利用状況を踏まえて、平成 30 年度以降も、各年度それぞれ 3 件の利用を見込みます。



第6章

計画の推進と進行管理

1 推進・進行管理の基本的考え方

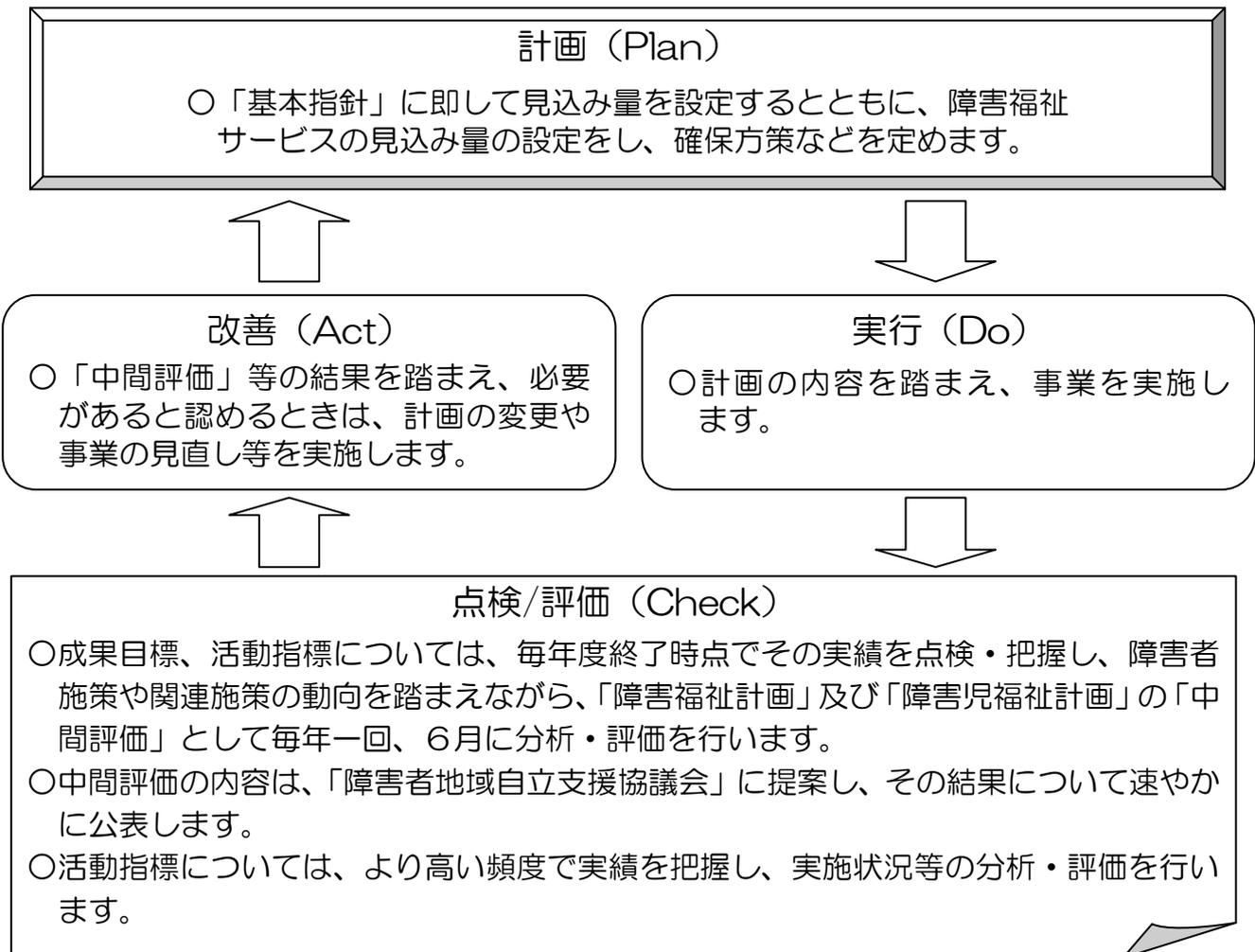
(1) 計画の進行管理

本計画の実施にあたっては、「障害者地域自立支援協議会」と連携しながら、計画の進捗状況や評価、サービスの利用状況等について検討するなど、毎年度、計画の進行管理を行います。

(2) 計画の点検・評価

本計画の的確な進行管理を行うため、見込み量に対しての実施状況について、“PDCAサイクル”に沿った点検・評価を行います。

◆ 「PDCAサイクル」のプロセスのイメージ



(3) 情報の公開

各主体が計画の進捗状況などの情報を共有し、協働して計画を推進することができるよう、「障害者地域自立支援協議会」に必要な情報を提供し、共有していきます。さらに、毎年度、計画の実施状況を市ホームページ等を通して公表します。

資料編

1 用語の説明

■あ行

ICT

ICTは「Information and Communication Technology（インフォメーション アンド コミュニケーション テクノロジー）」の略語で日本では「情報通信技術」

従来よりパソコンやインターネットを使った情報処理や通信に関する技術を指す言葉としては、IT「Information Technology（インフォメーション テクノロジー）」が使われてきたが、情報通信技術のコミュニケーション性を強調していて、ネットワーク通信による情報・知識の共有を念頭に置いた表現。

アクセシビリティ

様々な製品、建物やサービスなどの使いやすさの度合いを示す言葉。高齢者・障害のある人などを含む誰もが支障なく利用できるような場合に「アクセシビリティが高い」などと用いられる。

医療的ケア

医師の指導の下に、保護者や看護師が日常的・応急的に行っている経管栄養、たんの吸引等の医療行為のこと。

また、医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、病院等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害児のこと。

インクルーシブ教育システム

インクルーシブは「包括的な」「包み込む」という意味をもち、「インクルーシブ教育システム」は「障害のある子もない子も共に学び、共に育つことができるように、最初から分けずに包みこむ」という仕組み、概念のこと。

NPO（Non-Profit Organization）

民間非営利組織。環境、福祉、国際交流などに関する目的で広範囲にわたり様々な活動を行っている非営利の民間組織。

音声コード（SPコード）

文字情報を内包した二次元コードの一種で、専用のコード読み取り機を使って、記録されている情報を音声で聞くことができる。「バーコード」が縦の1方向に情報を持つのに対して、縦と横の2方向に情報を持っており、情報密度が高く日本語の記録も可能となっている。

■か行

ガイドヘルプ

一人での外出や屋外での移動が困難な障害のある人などに付き添って、必要な介助やサポートをする活動のこと。

基幹相談支援センター

障害者総合支援法の規定に基づき、地域の実情に応じて、身近な地域の相談支援事業者で対応できない個別事例への対応などの相談等の業務を行うことができる、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、市町村又は市町村から業務の委託を受けた相談支援事業所等が設置することができる。

共生社会

性別、年齢、国籍、障害の有無などにかかわらず、誰もがみな、安心して共に生きていくことができる社会のこと。

グループホーム

病気や障害などで日常生活の自立に困難のある人たちが、専門スタッフ等による支援を受けながら、少人数で共同して地域において生活する形態。主に夜間において、相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助などを行う。

ケアマネジメント

障害のある人（子どもを含む）とその家族の意向をふまえ、地域で豊かに暮らすため、福祉・保健・医療・教育・就労等のサービスを総合的かつ効果的に提供するための支援のこと。

計画相談支援

障害福祉サービスの支給に際して、利用を必要とする人からの依頼を受けて、その人の心身の状況や環境、本人及びその家族の意向等を勘案して、利用する障害福祉サービスの種類及び内容等を定めた「サービス等利用計画」を作成したうえで、利用状況の検証や本人及びその家族への助言等を行うこと。

健康福祉センター

地域における県の健康福祉の総合的行政窓口。千葉県の場合、地域生活を実現する目的から対象者横断的な施策を進めるため、平成 16 年度に従前の支庁社会福祉課と保健所を統合し発足した。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障害のある人等に代わって、援助者が代理としてその権利をかばい、守ること。

高次脳機能障害

脳血管疾患や交通事故などによる脳損傷を原因とする、記憶・注意・思考・言語などの知的機能の障害。外見上は障害が目立たないため、周囲の人に理解されにくかったり、本人自身が障害を十分に認識できないこともある。

工賃

障害者就労施設等で生産活動に従事する利用者に支払われるもの。施設が生産活動に係る事業の収入から、生産活動に係る必要な経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、利用者に支払われる。

合理的配慮

障害のある人が日常生活や社会生活で受けるさまざまな制約をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障害のある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮。

■さ 行

災害時要配慮者

高齢者や障害のある人のうち、災害時に自力で自宅外へ避難することが困難な人や、自ら救出を求めることが困難な人などで配慮を要する人。

児童発達支援センター

地域の障害のある子どもを通所させて、主に日常生活における基本的動作の指導、自立した生活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設であり、また、障害のある子どもをもつ家族への相談や障害のある子どもを預かる施設への援助・助言を併せて行う地域の中核的な療育支援施設。

重症心身障害

重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複し、医療的ケアが必要な状態のこと。

障害者基本法

心身障害者対策基本法が改正され、障害者基本法として平成5年に施行。障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的な理念や地方自治体等の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めること等により施策を総合的かつ計画的に推進し、障害のある人の福祉を増進することを目的とした法律。

障害者虐待防止法

平成24年10月1日から施行。正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。障害者本人の権利・利益の擁護や障害者への虐待の防止を目的とし、障害者への虐待を「養護者による虐待」「施設従事者等による虐待」「使用者による虐待」の3つの類型に分別し、その対応体制を市町村・都道府県・労働関係行政の責務として明確に示した。

障害者雇用率

障害のある人が一般労働者と同じ水準において働く機会を確保することを目的とし、常用労働者の数に対する割合（法定雇用率）を設定し、事業主に雇用率達成義務を課す制度。平成30年4月1日より、民間企業の法定雇用率は2.2%、国や地方公共団体等は2.5%、都道府県等の教育委員会は2.4%となる。

障害者差別解消法

平成28年4月1日から施行。正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とし、障害のある人への差別的取扱いの禁止を国や地方公共団体等及び民間事業者に対して法的義務とした。また、障害のある人への合理的配慮の提供を国・地方公共団体等に対し法的義務とし、民間事業者には努力義務を課した。

障害者週間

政府が昭和56年の国際障害者年に12月9日を「障害者の日」と宣言し、平成5年に障害者基本法に明記された。障害者問題についての国民の理解と認識を深めるための各種の啓発・広報活動が行われてきたが、平成16年度の障害者基本法の一部改正により、「障害者の日」にかわって12月3日から9日までが「障害者週間」となった。

障害者就業・生活支援センター エール

職業生活における自立を図るために支援を必要とする障害のある人に、就職に向けての相談や援助、職場定着に向けた支援、日常生活の自己管理に関する助言などの支援を一体的に行うことで、就業生活における安定をサポートする、国・県から委託・指定を受けている機関。

障害福祉サービス

障害者総合支援法により定める障害のある人に提供されるサービスをいう。サービスの体系として、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスがある。

自立支援医療制度

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。18歳以上の身体に障害のある人を対象とした「更生医療」、18歳未満の身体に障害のある子どもを対象とした「育成医療」、精神医療を継続的に受ける人を対象とした「精神通院医療」の3種類がある。

自立支援協議会

障害のある人や障害のある子どもが、その有する能力や適性に応じ、住み慣れた地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉に関する方策等を協議する場として設置するもので、主に相談支援事業者、福祉サービス事業者、保健・医療、学校、企業、高齢者介護等の関係機関、障害当事者団体、権利擁護関係者、地域ケアに関する学識経験者などの構成員で組織される。

身体障害者手帳

「身体障害者福祉法」に基づいて交付される手帳で、同法に規定する援護を受けることができる者であることを確認する証票。対象となる障害は、①視覚障害 ②聴覚または平衡機能の障害 ③音声機能・言語機能またはそしゃく機能の障害 ④肢体不自由 ⑤内部機能障害(心臓、じん臓、呼吸器、膀胱または直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能障害)で、障害の程度により1級から6級の等級が記載される。

ストーマ

病気や事故のため、新たに腹部に造設された排泄口のこと。また、ストーマのある人をオストメイトと呼び、ストーマからの排泄の管理に用いられる装具をストーマ用装具という。

精神障害者保健福祉手帳

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づいて交付される手帳で、一定の精神障害の状態にあることを証する。精神障害のある人の社会復帰の促進および自立と社会参加の促進を図ることを目的としている。

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害等により判断能力の不十分な成年者を保護するための制度。自らの意志で後見人を選任する「任意後見」と、家庭裁判所に後見人、保佐人、補助人の選任を申し立てる「法定後見」がある。後見人等は財産の管理や福祉サービスの利用手続などを行う。

■た 行

短期入所（ショートステイ）

障害のある人(子ども)の介護を行っている人の病気等により、居宅において介護を受けることができない場合に、一時的に障害者施設等に短期間、入所すること。

地域生活支援事業

障害者総合支援法に基づき都道府県及び市町村がその地域の実情等に応じて提供するサービスをいう。障害福祉サービスとは異なり、自治体が柔軟な形態で実施することが可能である。

地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けるために、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する仕組み。団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、地域の実情や特性に合った提供体制の構築を国が推進している。

地域包括支援センター

高齢者に関する総合的な相談窓口、介護予防ケアマネジメント、権利擁護事業、包括的・継続的なケアマネジメントの支援等の介護保険法の定める地域支援事業を行う機関をいい、主に各市町村が設置主体となる。

千葉県福祉のまちづくり条例

平成8年3月から施行。高齢者、障害のある人等が安心して生活し、自らの意志で自由に行動し、平等に参加することができる社会を構築するために行われる福祉のまちづくりに関し、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、公益施設等が高齢者、障害のある人等にとって安全かつ快適に利用できるように整備されることを目的に制定された。

中核地域生活支援センター君津ふくしネット

千葉県独自の制度として、「健康福祉千葉方式」により、県の委託事業として平成16年10月に事業を開始。「誰もが、ありのままに・その人らしく、地域で暮らすことができる」新たな地域福祉像の実現を目指して、「子ども」「高齢者」「障害のある人」など支援を求めている全ての方々に対し「対象者横断的な福祉の総合相談支援センター」として、24時間365日体制で福祉に関する相談を受け付けている機関。

特別支援学級

障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことを目的に、小・中学校等に設置される学級。学校教育法等の一部を改正する法律（平成 19 年 4 月 1 日施行）によって、従来の「特殊学級」から「特別支援学級」に名称が変更された。特別支援学校の対象でない比較的軽度の障害のある児童生徒に対して適切な教育を行う場。

特別支援学校

平成 19 年 4 月から、従前の盲学校・ろう学校とあわせて呼称変更された従来の「養護学校」で、障害のある児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識、技能を授けることを目的とする学校。

特別支援教育

従来の「特殊教育」から転換された新しい教育制度で、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

■な 行

内部障害

疾患などによって内臓の機能が制限される状態で、心臓機能、呼吸器機能、腎臓機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、肝臓機能、免疫機能などの障害であり、身体障害のうちの一つに分類される。

難病

発病の原因が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とするもの。このうち、患者数が人口の 0.1%程度以下で、客観的な診断基準が確立しているなどの国の基準を満たす疾患を「指定難病」といい、国の医療費助成制度の対象となっている。

日常生活用具

障害のある人（子ども）や難病患者の日常生活を容易にするための用具。視覚障害者用の点字タイプライター・電磁調理器・点字図書や聴覚障害者用ファックス、肢体不自由者および難病患者用ベッド・入浴補助用具・排せつ管理支援用具（ストーマ用装具など）・スロープなどがある。

ノーマライゼーション

障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らし、平等に生活する社会を実現させる考え方。

■は 行 発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害など、先天的な脳機能の障害を総称するもの。

- ① 自閉症…「対人関係の障害」「言語の発達の遅れ」「行動や興味の偏り」の3つの特徴を持つ。3歳までには何らかの症状がみられる。
- ② アスペルガー症候群…「対人関係の障害」「行動や興味の偏り」という特徴は、自閉症と共通しているが、明らかな認知の発達、言語発達の遅れを伴わない。
- ③ 広汎性発達障害…自閉症、アスペルガー症候群を含む、社会性やコミュニケーション能力などの発達遅滞を特徴とする発達障害の総称。
- ④ 学習障害（LD）…全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力を学んだり、行ったりすることに著しい困難がある障害のこと。
- ⑤ 注意欠陥多動性障害（ADHD）…「多動性」「年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力散漫」「衝動性」の3つの特徴が見られる。

発達障害では障害ごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合も多く、障害の種類を明確に分けて診断することは大変難しいとされている。

バリアフリー

「高齢者や障害のある人が社会生活をしていくうえで妨げとなる障壁(バリア)となるものを除去(フリー)する」という意味で、建物や道路などの段差等生活環境上の物理的障壁の除去を言うことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去」という意味でも用いる。

バリアフリー新法

「交通バリアフリー法」と「ハートビル法」を統合して平成18年から施行。正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」。高齢者や障害のある人などが移動したり公共施設などを利用する際の利便性・安全性を向上させるために、公共交通機関や公共施設などのバリアフリー化を一体的に推進することを定めた法律。

ピアサポート

障害のある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障害のある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動。また、この活動をする人を「ピアサポーター」という。相談に力点を置く「ピアカウンセリング」も類似の概念。

FAX119番

聴覚に障害のある人や、言語に障害のある人、病気などで急に話せなくなった人など、会話での119番通報が困難な場合に対応できるよう、119番通報をファックスで利用できるシステムのこと。

福祉的就労

一般企業などでの就労が困難な障害のある人が、各種の日中活動の場で職業訓練等を受けながら自立できるよう、雇用契約に基づかず、福祉的な観点に配慮された環境で就労すること。

福祉避難所

災害時において、高齢者や障害のある人等のうち、特に支援の必要度が高い人や、避難所の生活において特別な配慮が必要な人を受け入れる避難所で、福祉施設などに設置される。

補装具

身体障害者（児）の失われた部位や障害のある部分を補って、日常生活を容易にするための用具。視覚障害者用の白杖・義眼、聴覚障害者用の補聴器、肢体不自由者用の車いす・義手・義足などがある。

■ま 行

民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき、それぞれの地域において、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねている。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるよう、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談、支援等を行う。

メール119番

聴覚又は言語機能障害のある人のために、電話による119番通報に代わる手段として、携帯電話やパソコンのメールで救急車や消防車等と呼べるシステムのこと。

■や 行

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体、国籍など、人々が持つ様々な特性や違いを越えて、できるだけすべての人が利用しやすいよう、すべての人に配慮して環境、建物・施設、製品等のデザインをすること。

「バリアフリー」がもともとあったバリア（障壁）を事後的に取り除く考え方のことであるのに対して、「ユニバーサルデザイン」は、事前の対策として性別や年齢、ハンディの有無にかかわらずすべての人にとって安全で快適、使いやすいことをめざす考え方。

要約筆記

聴覚障害のある人に対して、話の内容をその場で要約し、文字にして伝える筆記通訳をすること。ノート、スクリーン、パソコン等を利用して情報を伝える方法がある。

■ら 行

ライフステージ

人の一生を乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期などと分けた、それぞれの段階をいう。

リハビリテーション

障害のある人に対して、身体的、精神的、社会的に適応能力の回復を図る、専門技術による支援や理念のこと。

療育

「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障害のある子ども及びその家族等を対象として、障害の早期発見・早期治療又は訓練等による障害の軽減や基礎的な生活能力の向上を図り、社会的に自立できるように支援すること。

療育手帳

児童相談所または知的障害者更生相談所において「知的障害」と判定された人に対して交付され、一貫した指導・相談を行うほか、各種の援助措置が受けやすくなるための証票。障害の程度により、千葉県では大きく最重度、重度、中度、軽度に区分される。

2 計画の策定経過

- 平成29年3月 計画策定のためのアンケート調査を実施
- 6月29日 第1回君津市障害者地域自立支援協議会 開催
- ・第4期君津市障害福祉計画に係る平成28年度実績報告
 - ・アンケート調査結果の報告
 - ・計画策定の概要及びスケジュールの説明
- 8月17日 第1回君津市障害者基本計画検討委員会 開催
- ・計画策定の概要及びスケジュールの説明
- 10月18日 第2回君津市障害者基本計画検討委員会 開催
- ・計画（素案）の検討
- 24日 障害者団体ヒアリング会議 開催
- ・計画（素案）に関する障害者団体との意見交換会
- 26日 第2回君津市障害者地域自立支援協議会 開催
- ・計画（素案）の検討
- 平成29年12月1日
～平成30年1月5日 まちづくり意見公募手続（パブリックコメント）による
市民からの意見の聴取
- 30日 第3回君津市障害者地域自立支援協議会 開催
- ・まちづくり意見公募手続（パブリックコメント）の結果報告
 - ・計画（最終案）の提示

3 君津市障害者地域自立支援協議会設置要綱・名簿

○君津市障害者地域自立支援協議会設置要綱

平成21年8月28日

告示第126号

改正 平成29年3月30日告示第49号

平成29年8月25日告示第152号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）第17条第1項の規定に基づき、君津市障害者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 相談支援体制の状況把握、評価及び整備方策に関すること。
- (2) 障害者基本計画及び障害福祉計画の策定、変更及び進行管理に関すること。
- (3) 地域に必要な社会資源の開発、改善に関すること。
- (4) 複数の支援が必要な事例への対応に関すること。
- (5) 障害者の雇用促進に関すること。
- (6) 障害者差別解消法第18条第1項に規定する事務
- (7) 前各号に掲げるもののほか、障害福祉に関し、協議会が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 障害者及び障害者団体関係者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健、福祉及び医療機関関係者
- (4) 教育機関関係者
- (5) 雇用機関関係者
- (6) 行政機関関係者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 協議会に第2条に規定する事項のうち専門的な調査、研究又は検討を行うため、部会を設置することができる。

2 部会の組織及び運営については、会長が別に定める。

(秘密の保持)

第8条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、保健福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(任期の特例)

2 この告示の施行後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則 (平成29年3月30日告示第49号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成29年8月25日告示第152号)

この告示は、公示の日から施行する。

○君津市障害者地域自立支援協議会 構成団体等一覧

No.	区 分	構成団体等名称
1	障害者及び障害者団体関係者	君津リバーズ協会
2	障害者及び障害者団体関係者	君津市ろうあ協会
3	障害者及び障害者団体関係者	NPO法人君津市手をつなぐ育成会
4	障害者及び障害者団体関係者	君津市共励会
5	障害福祉サービス事業者	社会福祉法人章佑会 千葉事業部
6	障害福祉サービス事業者	社会福祉法人アルムの森
7	障害福祉サービス事業者	株式会社コッペ
8	障害福祉サービス事業者	株式会社オールプロジェクト
9	保健、福祉及び医療機関関係	医療法人社団心健会 きみつ心療クリニック
10	保健、福祉及び医療機関関係	君津健康福祉センター 地域福祉課
11	保健、福祉及び医療機関関係	中核地域生活支援センター 君津ふくしネット
12	保健、福祉及び医療機関関係	児童発達支援センター きみつ愛児園
13	保健、福祉及び医療機関関係	社会福祉法人君津市社会福祉協議会
14	教育機関関係者	千葉県立君津特別支援学校
15	雇用機関関係者	ハローワーク木更津
16	雇用機関関係者	君津商工会議所
17	行政機関関係者	君津警察署 生活安全課
18	行政機関関係者	君津児童相談所
19	行政機関関係者	君津市教育委員会 学校教育課
20	行政機関関係者	君津市保健福祉部

4 君津市障害者基本計画検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に基づき、障害者のための施策に関する基本計画である第2次君津市障害者基本計画を策定するにあたり、必要な事項を検討及び調整するため、君津市障害者基本計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画策定に係る検討及び調整に関すること。
- (2) その他計画策定に関し、必要と認めること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、保健福祉部長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、保健福祉部次長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、別表の職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、保健福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、第2次君津市障害者基本計画の策定が完了したときにその効力を失う。

(別表)

君津市障害者基本計画検討委員会委員名簿

役職	所属
委員長	保健福祉部長
副委員長	保健福祉部次長
委員	総務課長
//	企画政策課長
//	財政課長
//	市民生活課長
//	経済振興課長
//	建設計画課長
//	教育総務課長
//	子育て支援課長
//	高齢者支援課長
//	障害福祉課長
//	健康づくり課長

第 2 次 君 津 市 障 害 者 基 本 計 画

平成 30 年 2 月発行

発 行 君津市
編 集 君津市保健福祉部障害福祉課
〒299-1192
千葉県君津市久保 2-13-1
TEL : 0439-56-1525
FAX : 0439-56-1220

君津市ホームページ

<http://www.city.kimitsu.lg.jp/>

